

第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画 (素案)

(計画期間 平成29年度～平成33年度)

平成29年3月

高 知 県

目 次

第1章 計画の策定について	1
1 計画の位置付け	1
2 計画の期間	1
3 計画の進行管理	1
4 計画の対象者	1
第2章 高知県のひとり親家庭等の現状と課題	2
1 高知県のひとり親家庭の現状	2
(1) 高知県のひとり親家庭の世帯数及び離婚件数の推移	2
2 第二次計画の基本的な方向別に見た課題	3
(1) 就業支援	3
(2) 経済的支援	5
(3) 日常生活支援	6
(4) 情報提供、相談支援	8
第3章 第二次計画以降の国の動向	10
第4章 取り組みの方向と施策	12
1 基本理念	12
2 基本的な方向	12
(1) 情報提供・相談体制の強化	12
(2) 就業支援の強化	12
(3) 経済的支援の充実	12
(4) 日常生活支援の充実	12
3 計画の体系	13
4 具体的な施策	14
(1) 情報提供・相談体制の強化	14
(2) 就業支援の強化	15
(3) 経済的支援の充実	17
(4) 日常生活支援の充実	19
5 目標値	21

<参考資料>

第1 計画策定の経過	23
(1) 第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画策定までの経過	23
(2) 高知県児童福祉審議会規則	24
(3) 高知県児童福祉審議会ひとり親家庭部会委員等	25
第2 高知県ひとり親家庭実態調査	26
第3 現在の主な支援策	42
第4 関係団体等一覧	47

第1章 計画の策定について

1 計画の位置付け

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の第12条及び国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成27年10月2日厚生労働省告示第417号）をガイドラインとして策定するものです。

2 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間

（計画期間内に国の施策に変更があった場合は、関係する事業の見直しを行います。）

3 計画の進行管理

本計画に基づく事業については、「日本一の健康長寿県構想」や「高知家の子どもの貧困対策推進計画」など県の関連する計画等との整合性を図りながら、関係部局が連携して取り組みます。

また、この計画を着実に実行していくため、高知県児童福祉審議会ひとり親家庭部会のご意見もお聞きし、施策の実施状況の進行管理と検証等を行い、より効果的な取組になるよう事業内容の見直しを行います。

4 計画の対象者

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める母子家庭、父子家庭、寡婦を対象とします。

この計画において、用語の定義は次のとおりです。

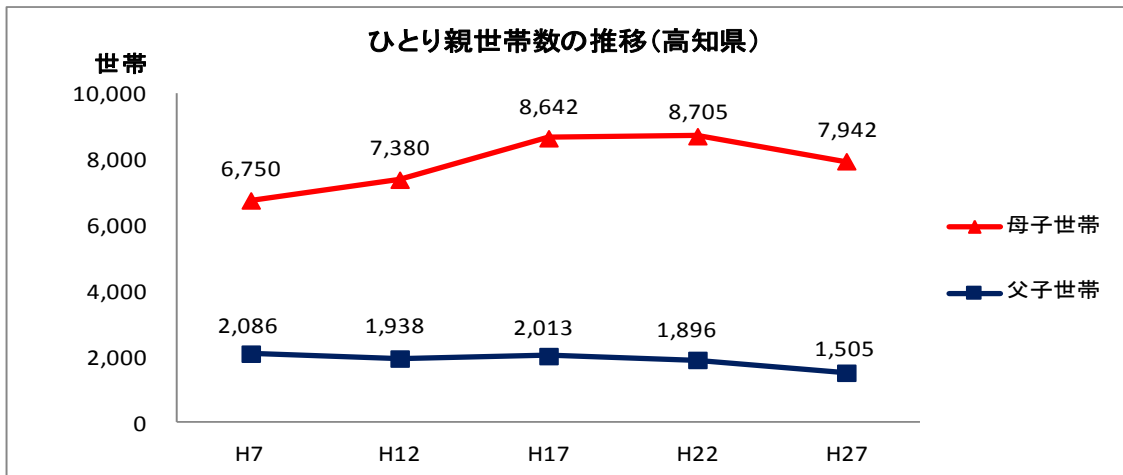
用語	定義
母子家庭 (母子世帯)	離婚等により配偶者(事実上婚姻関係にある場合を含む)のない女子で現在20歳未満の児童を扶養している者とその児童からなる世帯(配偶者以外の同居人(児童の祖父母など)がいる場合も含む)
父子家庭 (父子世帯)	離婚等により配偶者(事実上婚姻関係にある場合を含む)のない男子で現在20歳未満の児童を扶養している者とその児童からなる世帯(配偶者以外の同居人(児童の祖父母など)がいる場合も含む)
寡婦	配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった者
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	母子家庭、父子家庭及び寡婦
ひとり親	母子家庭の母及び父子家庭の父
ひとり親等	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦

第2章 高知県のひとり親家庭等の現状と課題

1 高知県のひとり親家庭の現状

(1) 高知県のひとり親家庭の世帯数及び離婚件数の推移

平成27年国勢調査によると、本県の母子世帯は7,942世帯、父子世帯は1,505世帯となっています。世帯数の推移をみると、母子世帯、父子世帯ともに減少しています。

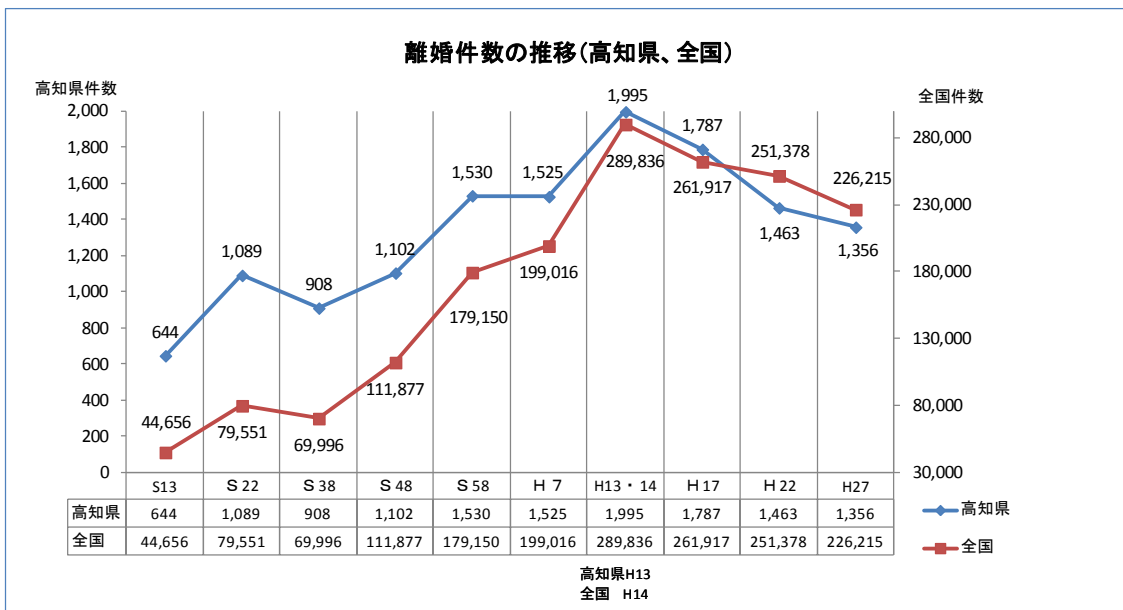


出典：国勢調査（総務省）

本県の離婚件数の推移は、最少であった昭和13年の644件以降、増加傾向にあり、昭和58年には1,500件を越え、平成13年が最も多い1,995件となっています。

しかし、その後は減少し、平成27年には1,356件となっています。

また、全国の離婚件数も、増加傾向にありましたが、平成14年の28万9,836件をピークに減少し、平成27年には22万6,215件と、本県と同様に減少傾向が続いています。



出典：人口動態統計（厚生労働省）

2 第二次計画の基本的な方向別に見た課題

(1) 就業支援

ア 第二次計画の進捗状況

① 就業のための支援

- ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいては、就業相談、就業情報の提供、就業のあっせん、移動相談、求人開拓などの就業支援を実施してきました。センターの周知不足や、ハローワークがひとり親への支援を強化していること、高知家の女性しごと応援室など同様の就業支援機関が増えていること、また、相談者は転職希望者が多く、条件に合う求人が見つからず転職に至らなかったことなどにより、就職者数は、目標を下回っています。
- 児童扶養手当受給者の自立に向けて、受給者のニーズに応じた就業支援等の支援メニューを組合せた自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して支援を実施しました。プログラムの利用希望者が少なく、3名の申込みに対して、1名は職業訓練へつなぎ、2名のみの就職となっています。

区分	H23 実績	H27 実績	H28 目標
相談件数	1,522 件	1,111 件	
就職者数	109 人	60 人	150 人
移動相談	19 回	21 回	25 回
県臨時的任用職員等の雇用に関する求人情報提供件数	376 件	350 件	
自立支援プログラム策定による就職決定者数	26 人	2 人	40 人

<参考>

ハローワーク、ひとり親家庭等就業・自立支援センター、高知家の女性しごと応援室におけるひとり親の就職状況（平成27年度実績）

機関名		新規求職者数①	就職者数②	就職率②／①
ハローワーク（高知労働局） （学卒を除きパートを含む）	全数	43,073 人	15,480 人	35.9%
	うち、ひとり親	2,273 人	900 人	39.6%
ひとり親家庭等就業・自立支援センター(※1)		116 人	60 人	51.7%
高知家の女性しごと応援室 (※1、※2)	全数	254 人	140 人	55.1%
	うち、母子家庭	16 人	5 人	31.3%

提供：高知労働局、児童家庭課、県民生活・男女共同参画課

※1 他機関へつないだ後、就職された方も含む。

※2 人数は、母子家庭と把握できた場合の数字を計上。

② 資格や技能の取得への支援

- 資格や技能の取得に向けて、講座等を受講しやすいよう、自立支援教育訓練給付費補助、高等職業訓練促進給付費補助、母子父子寡婦福祉資金貸付制度による資金面での支援を行いました。また、ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、就職に役立つパソコン講座の開催や、初心者向けパソコン講習などを実施しました。
- 公共職業訓練の実施については、母子家庭の母等が優先的に職業訓練を受講できるようにするため、離職者訓練の定員の中に優先枠（1～2名）を設定（約10コース）してきました。

区分	H23 実績	H27 実績	H28 目標
自立支援教育訓練給付費利用者数	6 人	6 人	36 人
高等職業訓練促進給付費利用者数	156 人	82 人	180 人
就業支援講座開催回数	1 回	3 回	2 回
公共職業訓練の実施による就職者数	8 人	8 人	

③ 事業主への啓発

- 事業主に対して、企業訪問等によりひとり親家庭の雇用について、理解を深めてもらうための啓発活動や助成制度の広報に取り組むとともに、求人開拓による雇用機会の確保に取り組みました。

区分	H23 実績	H27 実績	H28 目標
企業訪問等開拓による求人登録件数	399 件	545 件	450 件

イ 高知県ひとり親家庭実態調査等の結果

○母子家庭の正規雇用は進んでいるものの、父子家庭との差は大きい。

親の就業率

- ・母子家庭 H27： 92.0%
- ・父子家庭 H27： 89.2%

勤務先での正規雇用率

- ・母子家庭 H22：49.5% ⇒ H27：56.7%
- ・父子家庭 H22：74.7% ⇒ H27：87.5%

○仕事に関して望む支援は、「技術・資格取得の支援」の要望が最も多い。

技術・資格取得の支援を希望する率

- ・母子家庭 H22：33.2% ⇒ H27：32.5%
- ・父子家庭 H22：19.2% ⇒ H27：24.2%

【関係団体の意見】

- ・就労は、資格がないと厳しい。
- ・就職時の身元保証人の確保が困難な場合、就職が難しい。

ウ 課題

- ① ひとり親家庭の自立のためには、まずは、安定した収入が確保できる職業に就くことが重要であることから、ひとり親家庭等就業・自立支援センターの広報を充実するとともに、ハローワークや高知家の女性しごと応援室との連携をさらに強め、就業相談や、就業情報の提供、就業のあっせんなど相談者のニーズに応じたきめ細かな支援を、これまで以上に強化して取り組む必要があります。その際には、転職希望者が多いという状況も踏まえて対応する必要があります。
- ② 自立支援プログラム策定による支援については、利用率があがらない要因として、周知不足が考えられることから、児童扶養手当の現況届等を市町村窓口に提出するタイミングな

どを通じて、確実に情報を届ける必要があります。

- ③ 母子家庭の正規雇用率はまだまだ低く、その要因として、就業経験の不足や、十分な技能を有していないことなどが考えられることから、就職に結びつきやすい資格や技能の取得を促進することが必要です。高等職業訓練促進給付費補助の利用者が減少していることも踏まえ、引き続き、制度の周知を充実するとともに、対象資格の拡大などに取り組む必要があります。また、公共職業訓練は、巡回就職支援指導員の就職支援により、就職率が上昇傾向となっていることから、引き続き、公共職業訓練での優先枠の設定など、より良い条件の仕事に就くことができる支援が必要です。
- ④ 事業主への啓発は、企業訪問等による求人登録件数は増加しているものの、就職者数には結びついていないという実態があることから、ひとり親家庭のニーズを踏まえて取り組む必要があります。

(2) 経済的支援

ア 第二次計画の進捗状況

① 経済的支援の充実

- ひとり親家庭等が安定した生活を送ることができるようにするため、児童扶養手当制度、母子父子寡婦福祉資金制度、ひとり親家庭医療費助成制度の情報提供を行うとともに、給付、貸付、助成を行ってきました。

区分	H23 実績	H27 実績	H28 目標
児童扶養手当受給者数	9,053 人	8,432 人	
母子父子寡婦福祉資金貸付件数	272 件	148 件	
ひとり親家庭医療費助成受給者数	17,373 人	15,845 人	

② 養育費確保のための支援

- ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、司法書士による養育費に関する専門相談を実施してきました。

区分	H23 実績	H27 実績	H28 目標
専門相談実施回数	17 回	24 回	24 回

イ 高知県ひとり親家庭実態調査等の結果

○自身の年間就労収入が 200 万円未満の世帯は減少しているものの、母子家庭は過半数を占めている。

自身の年間就労収入が 200 万円未満の世帯率

- ・母子家庭 H22 : 67.4% ⇒ H27 : 56.8%
- ・父子家庭 H22 : 41.7% ⇒ H27 : 28.5%

○家計が“苦しい”と感じている世帯は7割を超えている。

家計が“苦しい”と感じている世帯の割合

- ・母子家庭 H27 : 75.6%
- ・父子家庭 H27 : 73.1%

○養育費を受けている世帯は増えているものの、割合が少ない。

養育費受給率

- ・母子家庭 H22 : 16.8% ⇒ H27 : 22.1%
- ・父子家庭 H22 : 2.6% ⇒ H27 : 4.2%

【関係団体の意見】

- ・4カ月ごとに支給される児童扶養手当は、家計管理が難しい。

ウ 課題

- ① 母子家庭の年間就労収入は、200万円未満の世帯が56.8%となっているなど、家計が苦しいと感じている割合が、母子家庭で7割を超えていることから、就業のための支援を行うとともに、児童扶養手当の現況届等を市町村の窓口に提出するタイミングなどを通じて、母子父子寡婦福祉資金の貸付などの経済的な支援に関する情報を確実に届ける必要があります。特に、母子父子寡婦福祉資金については、平成26年10月から父子家庭も対象となっていますが、利用者が少ないことから、母子家庭はもちろん、父子家庭に対する制度の周知が必要です。
- ② 養育費を受けている世帯は依然として少ないことから、養育費を受けることにより、安心した生活を送ることができるよう、経済的に厳しい状況にある母子家庭等の養育費の確保に向けた相談機能の充実などを進めていく必要があります。
- ③ 児童扶養手当の支給月については、現在、国において議論されていることから、その動向を注視し、必要に応じて、国等への政策提言を行う必要があります。

(3) 日常生活支援

ア 第二次計画の進捗状況

① 保育・子育て支援の充実

- 平成27年度より子ども・子育て支援新制度がスタートし、市町村が「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいて行う延長保育、一時預かり、病児保育、子育て短期支援事業などの事業に対しての支援を行っています。
- 「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブや放課後子ども教室は、現在、32市町村で、全小学校区の約94%で実施されています。
- 地域子育て支援センターの運営や取組に対する補助や、子育て支援の従事者への研修会を開催するなど、地域における子育て支援体制の機能の充実強化に取り組み、現在、23市町村に45ヶ所設置されています。
- 母子生活支援施設に入所している方の、こころとからだで生活の安定を図るための援助を進め、自立に向けた、日常生活や就労の支援、子育て支援を行っています。

区分	H23 実績	H27 実績	H28 目標
延長保育	97 か所	139 か所	117 か所※
休日保育	1 か所	11 か所	8 か所※
一時預かり	31 か所	70 か所	35 か所※
病児保育	7 か所	8 か所	13 か所※
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	1 市	1 市	1 市
子育て短期支援事業（ショートステイ）	15 市町村	26 市町村	17 市町村
放課後児童クラブ、放課後子ども教室	200 か所	316 か所	
地域子育て支援センター	39 か所	44 か所	45 か所※

※は高知県次世代育成支援行動計画の H26 年度目標値

② 住宅確保のための支援

○県営住宅の入居者選考において、ひとり親家庭への優遇措置を講じているものの、募集戸数に限りがあることや、高齢者や障害者世帯にも優遇措置を講じていることから、現状では、全てのひとり親家庭の入居希望には応えることができていない状況です。

イ 高知県ひとり親家庭実態調査等の結果

○小学校入学前の子どもが保育所等の施設を利用している割合が高い。

- ・母子家庭 H27： 87.7%
- ・父子家庭 H27： 72.5%

○帰宅時間は、「午後 6 時～午後 8 時までの間」が最も多い。

- ・母子家庭 ①午後 6 時～午後 8 時までの間 44.5% ②午後 6 時以前 35.3%
- ・父子家庭 ①午後 6 時～午後 8 時までの間 49.5% ②午後 6 時以前 26.1%

○子どもが病気のと、主に世話をする者は「自分」が最も多い。

子どもが病気のと、自分が主に世話をする世帯の割合

- ・母子家庭 H22： 70.4% ⇒ H27： 71.2%
- ・父子家庭 H22： 45.4% ⇒ H27： 54.4%

【関係団体の意見】

- ・子どもが保育所から小学校に上がる時、土曜日に預かってもらえるところがどこにもないので仕事を変えざるを得ない。
- ・ファミリー・サポート・センターは、利用料が高くて、利用しづらい。

ウ 課題

① 保護者のニーズに合った、きめ細かな支援を充実するため、引き続き、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき市町村が実施する事業に対して支援を行う必要があります。特に、親の帰宅時間をみると「午後 6 時～午後 8 時の間」が最も多くなっていること、子どもが病気のと時の世話は、父又は母自身が行う世帯が最も多いことから、延長保育や、病児保育、ファミリー・サポート・センターなど、多様な保育サービスの充実を図る必要があります。

- ② 放課後児童クラブを土曜日にも実施する市町村への支援を行っていますが、人員確保が困難等の理由により、保護者等のニーズに応えることができていない市町村もあります。引き続き、放課後児童クラブ等の取組内容の充実を、市町村に働きかける必要があります。
- ③ これらに加えて、一人で過ごす時間が多い子どもたちに対しての居場所づくりが必要です。

(4) 情報提供、相談支援

ア 第二次計画の進捗状況

① 相談機能の充実、強化

○就業などのさまざまな支援を推進していくため、関係機関との情報共有や連携により、求人情報など、ひとり親家庭等の方へ、就職情報や、相談機関等の情報提供を行いました。また、個別の相談への支援にも取り組むとともに、ひとり親家庭を支えていただいている関係者の資質の向上を図る研修会を開催しました。

② 情報提供機能の充実

○ひとり親家庭のほとんどが、生活費のこと、子どものこと、仕事のことなど、多くの悩みや不安を抱えているため、ひとり親家庭等への啓発冊子「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、市町村と連携してひとり親家庭への配付や、各家庭を見守っている保育所や学校関係など関係機関に配付し、相談窓口や各種制度の周知を行いました。

イ 高知県ひとり親家庭実態調査等の結果

○母子家庭、父子家庭とも認知度が低い。特に、母子家庭の認知度の低さが悪化している制度が見られる。

制度を知らない割合

	母子		父子	
	H22	H27	H22	H27
児童扶養手当	4.3%	4.0%	27.0%	13.4%
ひとり親家庭医療費助成事業	10.7%	10.0%	43.5%	33.2%
母子家庭等就業・自立支援センター就業支援事業	39.1%	36.5%	77.2%	63.3%
高等職業訓練促進給付金	45.9%	53.5%	-	68.0%
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	44.0%	48.6%	-	61.2%

○仕事に関して特に望む支援が「訓練受講の際の経済的支援」と回答した世帯の「高等職業訓練促進給付金」の認知度が低い。

・制度を知らない割合：64.7% (58.1%)

※()は回答者全体の割合

○高校生の子どもがいる世帯で、高校卒業後、子どもを希望する進路に進ませるうえでの課題が「教育費の負担」と回答した世帯の「母子父子寡婦福祉資金貸付制度」の認知度が低い。

・制度を知らない割合：54.2% (52.8%)

○現在の悩みが「生活費」と回答した世帯の「母子父子寡婦福祉資金貸付制度」の認知度が低い。

・制度を知らない割合：58.1% (52.8%)

※()は回答者全体の割合

○「母子家庭等就業・自立支援センター」(相談事業)を利用してよかったと回答した者の割合が低い。

・利用してよかったと思う割合：17.1%

ウ 課題

- ① 平成27年度ひとり親家庭実態調査において、前回の調査時より、認知度が低下している制度があるなど、ひとり親家庭に対する情報の提供が十分にできていないことから、離婚届提出時や児童扶養手当現況届提出時など、あらゆる機会を通じて、積極的に情報発信を行い、情報を確実に届ける必要があります。
- ② 相談の場面においては、それぞれの悩みや課題に対して、多様な支援メニューをお伝えするとともに、必要に応じて、他の支援機関につなげるなど、総合的な支援が行えるよう相談支援体制を充実する必要があります。

第3章 第二次計画以降の国の動向

◆母子及び寡婦福祉法の改正（H26.4 成立、H26.10 施行）

ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化。

主な改正内容

1. ひとり親家庭への支援体制の充実

○ 母子家庭等が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、①都道府県・市等による支援措置の計画的・積極的実施、周知、支援者の連携・調整、②母子・父子自立支援員等の人材確保・資質向上、③関係機関による相互協力について規定。

2. ひとり親家庭への支援施策・周知の強化

○就業支援の強化

・高等職業訓練促進給付金等を法定化し、非課税化。

○子育て・生活支援の強化

・保育所入所に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する配慮規定を追加。

・子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活向上事業」として法定化。

○施策の周知の強化

・就業支援事業、生活向上事業に支援施策に関する情報提供の業務を規定。

3. 父子家庭への支援の拡大

○法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。

○母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等や基本方針、自立促進計画の規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

◆児童扶養手当法の改正（H26.4 成立、H26.12 施行）

主な改正内容

○児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

・公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。

◆母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の見直し (H27.10 公布)

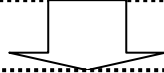
見直しの方向性

○①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策による総合的な支援を引き続き実施。

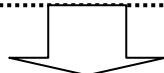
○「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ」（平成25年8月）で示された課題、平成26年度の関連法令改正、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ、相談支援体制の整備（ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施）、学習支援の推進、親の学び直しの支援、在宅就業の推進、養育費の確保及び面会交流の支援の強化、広報啓発の実施等に関する事項を追加。

◆すくすくサポート・プロジェクト(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)(注)
(平成 27 年 12 月 21 日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。



- 平成27年8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定



すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト

- 就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実。
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築。
- 【主な内容】
- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。
- 【主な内容】
- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン(仮称)の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など



平成 28 年度通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定
(平成 28 年 2 月 23 日)

◆児童扶養手当法の改正 (H28.5 成立、H28.8 施行)

主な改正内容

- 児童扶養手当の多子加算額の増額
 - ・児童が 2 人以上のひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的に、第 2 子に係る加算額を 5,000 円から最大 10,000 円に、第 3 子以降に係る加算額を 3,000 円から最大 6,000 円に引き上げる。

第4章 取り組みの方向と施策

1 基本理念

ひとり親家庭等の自立を促進するにあたっては、「収入を安定的に得ることができる仕事を確保すること」、「経済的支援や子育て支援など生活の安定を図ること」、そして、「ひとり親家庭の子どもたちが夢と希望を持って育つことができる環境を整えること」が重要です。

そのため、本計画の基本理念として、「ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らし、子どもたちが夢と希望を持って育つことのできる環境づくり」を掲げ、取組を進めます。

2 基本的な方向

基本理念を実現するための基本的な方向を「情報提供・相談体制の強化」、「就業支援の強化」、「経済的支援の充実」、「日常生活支援の充実」の4項目に体系化し、ひとり親家庭等への支援の充実を図ります。

(1) 情報提供・相談体制の強化

「高知県ひとり親家庭実態調査」の結果を見ても、様々な制度の情報がひとり親家庭に十分に届いていません。そのため、まずは、支援が必要な家庭に必要な情報を確実に届けるとともに、様々な相談に的確に対応できる総合的な支援を行う相談支援体制を充実します。

(2) 就業支援の強化

ひとり親家庭の自立のためには、まずは、安定した収入が確保できる職業に就くことが重要です。そのため、就業支援機関が連携し、養育状況などに応じたきめ細かな支援に取り組むとともに、職業能力向上のための訓練を充実します。

(3) 経済的支援の充実

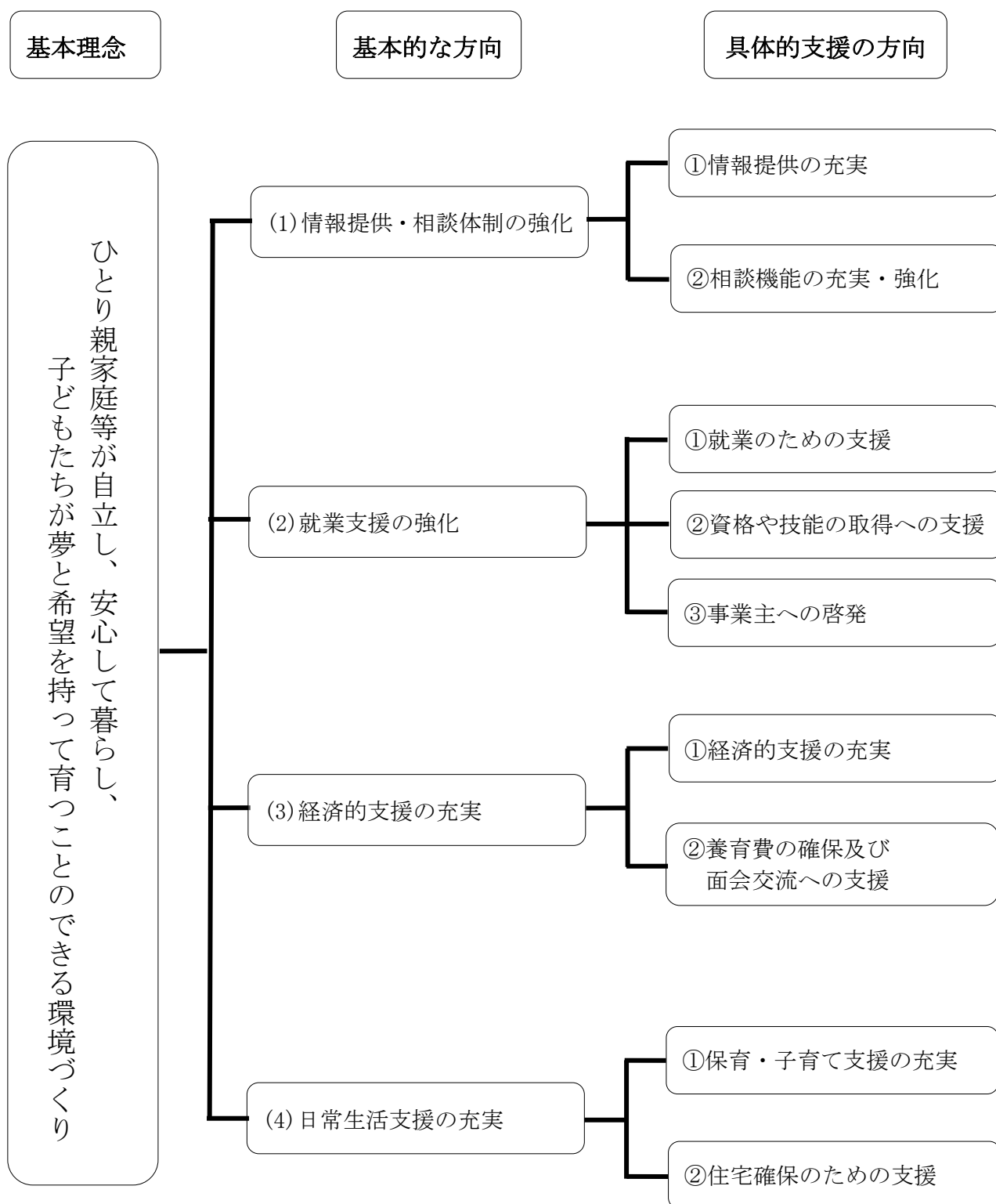
ひとり親家庭の自立のためには、就業支援とともに、経済的支援が必要です。そのため、経済的支援が必要な家庭が確実に支援を受けることができるよう取り組むとともに、養育費の確保に向けた取組を充実します。

(4) 日常生活支援の充実

ひとり親家庭等が安心して生活し、また、働きながら子育てができるようにするためには、生活面や子育て面での支援が重要です。そのため、住居への支援や多様な保育サービスの充実、子どもの居場所づくりに取り組みます。

3 計画の体系

「基本理念」、「基本的な方向」及び「具体的支援の方向」をまとめると、次のような体系になります。



4 具体的な施策

(1) 情報提供・相談体制の強化

① 情報提供の充実

ア 現行支援制度の周知

【健康長寿政策課、障害保健福祉課、児童家庭課、県民生活・男女共同参画課】

- ・「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、市町村の協力を得て、現況届提出時にとどまらず、離婚届や転入届提出時、保育所の手続時、児童扶養手当の受給資格認定時など様々な機会を通じて、ひとり親家庭に配布します。加えて、ひとり親の支援等を行う市町村や県福祉保健所、関係団体等、さらには、ひとり親家庭により身近な保育所や学校等にも配布を行い、支援制度の情報を確実に届けます。
- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センターのホームページを通じた制度、窓口等の情報提供や広報誌等による周知など、情報発信を積極的に行います。

イ 相談窓口の周知

【健康長寿政策課、地域福祉政策課、障害保健福祉課、児童家庭課、県民生活・男女共同参画課】

- ・ひとり親家庭の相談窓口（※）や、地域に密着した相談に応じている民生委員・児童委員の周知を図ります。特に、父子家庭では、相談事業拡充への要望の比率が母子家庭より高くなっていることから、県福祉保健所や市町村などにおける父子家庭の生活相談窓口の強化を図るとともに、「まずどこに相談したらいいかわからない方」向けのリーフレットを配布し、ひとり親相談窓口に誘導します。

※県福祉保健所、市町村、ひとり親家庭等就業・自立支援センター、高知家の女性しごと応援室、こうち男女共同参画センター「ソーレ」、女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）など

② 相談機能の充実・強化

ア 相談体制の充実

○ ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談 【児童家庭課】

- ・総合的な支援を行う機関として、就業や生活支援など相談の内容に応じて、ハローワーク、高知家の女性しごと応援室、こうち男女共同参画センター「ソーレ」、女性相談支援センター、市町村や県福祉保健所などの関係機関と連携して相談支援を行うとともに、同行支援や出張相談を行います。また、養育費の取り決めなどひとり親家庭等の抱える専門的な相談に対応するため、弁護士等専門家による相談体制の強化を図ります。

○ 県福祉保健所における相談 【健康長寿政策課】

- ・高等職業訓練促進給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の相談に対応するとともに、市町村等の関係機関との情報共有など連携した相談対応を行います。

○ 教育関係機関における相談 【人権教育課】

- ・学校等では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもや保護者の様々な悩みに対して教育相談や支援を行います。
- ・心の教育センターでは、不登校・学業・非行・暴力行為に関する問題や子育て・家庭教育の問題等、子どもたちや保護者等の抱える不安や悩みに応えるため、より専門性の高い人材を配置して、ワンストップ&トータルな教育相談支援体制を充実させ、面談・電話等による相談事業を行います。また、教育相談を一元的に受け付け、学校や関係機関が連携しながら問題解決に至るまで相談者に寄り添った支援を行います。

○ 市町村社会福祉協議会等における相談 【福祉指導課】

- ・生活困窮者の相談支援事業に取り組み、必要に応じて適切な支援機関につなぐとともに、住宅を喪失又はその恐れのある者への住宅費の支給や、家計に課題のある生活困窮者に対する家計収支の改善や家計能力の向上等のための相談支援を行います。

○ その他の関係機関における相談 【障害保健福祉課、県民生活・男女共同参画課】

- ・消費生活センター、女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」等では、各相談窓口で受け付けた内容に応じ、ひとり親家庭等就業・自立支援センターや高知家の女性しごと応援室等の適切な関係機関につなぎます。

イ ひとり親家庭を支援する関係者の資質向上 【児童家庭課】

- ・母子・父子自立支援員等の相談関係者が、個々の状況に応じた対応が適切にできるよう、国等が行う各種研修会への参加やひとり親家庭の自立支援に必要な知識の習得に関する研修の実施により、資質の向上に努めます。

(2) 就業支援の強化

① 就業のための支援

ア ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援 【児童家庭課】

○ 就業情報の提供、就業のあっせん

- ・センターの広報を充実するとともに、ひとり親家庭等の家庭の状況や職業の適性、就業経験、職業訓練の必要性など、一人ひとりの状況に応じた就業相談や、就業情報の提供、就業のあっせんなど、ニーズに応じたきめ細かな就業支援を行います。また、ハローワークや高知家の女性しごと応援室とは、新たな連絡会の設置等により、連携をさらに強化し、ひとり親家庭等のニーズに応じた求人情報を提供するなど、就職者数の増加を図ります。ハローワークとは、子育て中の方を対象として設置されたハローワーク高知マザーズコーナーとの連携を強化・充実します。

○ 移動相談の実施

- ・高知県福祉人材センター、安芸及び幡多福祉人材バンクと連携した移動相談や児童扶養手当の現況届提出時期に併せた移動相談などを行います。

○ 無料職業紹介事業の充実

- ・ひとり親家庭等のニーズに沿った企業開拓を進め、求人登録件数の増加を図るなど、無料職業紹介事業を充実します。

イ 高知家の女性しごと応援室による就業支援

【県民生活・男女共同参画課】

- ・就職を希望する母子家庭の母親等に対して、一人ひとりの適性や経歴に応じたキャリア・コンサルティング、職業訓練などのスキルアップの機会への誘導、さらには、幅広い求人情報を通じて職業紹介を行うなど、母子家庭の生活環境や子育て事情に配慮しながら、安定した就労に向け、より一層きめ細かな支援を行います。また、さらなるマッチング率の向上に向け、体制の充実を図ります。

ウ 臨時的任用職員等の雇用に関する情報提供

【児童家庭課】

- ・県が臨時的任用職員等を雇用する場合、県の総務事務センター等からひとり親家庭等就業・自立支援センターへ求人情報を提供するとともに、市町村へ協力要請を行います。

エ 生活困窮者自立支援制度による就業支援

【福祉指導課】

- ・直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、半日や週3日といった柔軟な働き方のできる認定就労訓練事業所での就労訓練を活用した就労支援を行うとともに、生活保護受給者等自立促進事業（ハローワーク事業）の積極的活用による就労支援を強化します。

オ 自立支援プログラム策定による支援

【児童家庭課】

- ・児童扶養手当受給者の職業的自立を支援するため、手当の現況届等の提出時を通じた周知を充実するとともに、生活や子育ての状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況など、個々のケースに応じた母子・父子自立支援プログラムを策定します。また、策定したプログラムに基づき、ハローワークと連携して、就業に至るまでの支援を行うとともに、就職後においても自立のための支援を行います。

② 資格や技能の取得への支援

ア 資金面での支援

【児童家庭課】

○ 自立支援教育訓練給付金事業

- ・ひとり親が資格や技能を取得するため、指定された講座を受講する場合、対象者を拡大し、受講料の一部を補助します。

○ 高等職業訓練促進給付金等事業

- ・就職に有利な看護師、介護福祉士、保育士等の資格取得のため、ひとり親が1年以上養成機関で修業する場合、その修業期間（上限3年）について生活保障としての給付金などを支給します。

○ 高等職業訓練促進資金貸付事業

- ・高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す

ひとり親に対し、入学準備金及び就職準備金の貸付を行い、資格取得を促進します。※返還免除の規定あり

○ **高等学校卒業程度認定試験合格支援事業**

- ・より良い条件の就職や転職に向け、ひとり親家庭の親子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を修了した時、及び高等学校卒業程度認定試験に合格した時、講座受講費用の一部を助成します。

○ **母子父子寡婦福祉資金貸付制度（技能習得資金・生活資金）**

- ・ひとり親等が資格や技能を取得するために必要な授業料、交通費、また、技能取得中5年以内における生活費などの貸付を行います。

イ 技能を取得するための講座や職業訓練

○ **ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる支援**

【児童家庭課】

- ・能力開発訓練の受講を勧めるなど資格取得のための支援を行うとともに、パソコン講座等就業支援講座の開催や、職務経歴書の書き方など就職に役立つ講義を行います。

○ **公共職業訓練**

【雇用労働政策課】

- ・母子家庭の母親等が、民間教育訓練機関を活用した職業訓練を受ける際、直ちに訓練が受けられるよう、優先枠を設定し、早期の就職を支援します。

③ **事業主への啓発**

ア 事業主への啓発の推進

【児童家庭課】

- ・事業主に対して、ひとり親を一定の条件で雇用した場合に支給される特定就職困難者雇用開発助成金など就業機会創出のための支援制度の周知を図るとともに、ひとり親の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動やひとり親家庭のニーズに沿った求人の開拓を行い、就業機会の確保に努めます。

(3) **経済的支援の充実**

① **経済的支援の充実**

ア 経済的支援制度による支援

○ **児童扶養手当の適正な支給**

【児童家庭課】

- ・市町村と連携して制度の周知を進めるとともに、プライバシーに配慮するなど、適正な支給業務を行います。

○ **母子父子寡婦福祉資金貸付制度による適正な貸付**

【児童家庭課】

- ・市町村と連携して母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うとともに、プライバシーに配慮するなど、適正な貸付業務を行います。また、平成26年10月から父子

家庭も対象になったことから、父子家庭に対する制度について、周知を充実します。

○ **ひとり親家庭医療費の助成** 【児童家庭課】

- ・病気やけがなどで必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の自己負担分への助成を行います。

○ **生活福祉資金貸付制度による適正な貸付** 【地域福祉政策課】

- ・生活福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うとともに、プライバシーに配慮するなど、適正な貸付業務を行います。

○ **児童扶養手当の支給回数が増** 【児童家庭課】

- ・現在、国において議論されていることから、その動向を注視し、必要に応じて、国等への政策提言を行います。

イ 子どもに対する支援

○ **高等学校等就学支援金等の支給** 【私学・大学支援課、高等学校課、特別支援教育課】

- ・高等学校等に在籍する低所得世帯の生徒の教育費負担の軽減を図るため、授業料支援のための就学支援金と授業料以外の教育費支援のための奨学給付金を支給します。
- ・特別支援学校等に在籍する児童生徒の家庭の経済状況等に応じて、就学のために必要な教育関係経費について補助（就学奨励費制度）を行います。

○ **私立学校等授業料の減免** 【私学・大学支援課】

- ・私立学校等が行う授業料等減免事業に対して補助を行い、高校生等のいる低所得世帯の経済的負担を軽減します。

○ **無利子奨学金の貸与** 【高等学校課】

- ・経済的理由等で高等学校等への進学を断念することがないように、奨学金の貸付を行い、生徒の進学及び修学を支援します。

② **養育費の確保及び面会交流への支援**

ア 広報・啓発活動の実施 【児童家庭課】

- ・市町村と連携し、児童扶養手当の現況届の提出時など様々な機会を通じて、養育費や面会交流に関する情報提供や、ひとり親家庭等就業・自立支援センターで実施している法律相談、養育費相談支援センターについての情報提供を行います。

イ 法律相談の充実 【児童家庭課】

- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費の取り決めや履行確保などに関する問題を解決するため、弁護士等専門家による個別相談を実施します。

(4) 日常生活支援の充実

① 保育・子育て支援の充実

ア 保育サービス等の充実

○ 保育所等優先的利用の推進 【児童家庭課、幼保支援課】

- ・ひとり親の就業や求職活動等を支援するため、保育所等への優先的利用の促進を市町村に働きかけます。

○ 保育サービス等の充実 【幼保支援課】

- ・仕事と子育ての両立支援を進めるため、延長保育・休日保育・一時預かり・病児保育の充実に取り組みます。

○ 保育料の軽減 【幼保支援課】

- ・3人以上の子どもがいる家庭に対し、経済的負担の軽減を図るため、第3子以降3歳未満児の保育料軽減又は無料化の助成を行います。

イ 子育てや生活面での支援体制の整備

○ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ、ショートステイ）の推進 【児童家庭課】

- ・親が仕事等のために帰宅が遅くなる場合や病気などの場合に、児童養護施設等で一時的に子どもを預かる事業の拡充に取り組みます。

○ 放課後児童クラブ等の充実 【生涯学習課】

- ・放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場を充実するため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援します。
- ・学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するため、学校支援地域本部の設置促進及び活動内容の充実等に取り組みます。

○ 放課後児童クラブの優先的利用の推進 【児童家庭課、生涯学習課】

- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブの優先的利用の促進を市町村に働きかけます。

○ 地域子育て支援センター等の拡充 【少子対策課】

- ・子育てに関する相談や子育てサークルの育成・支援、親と子どもの交流の場を提供している地域子育て支援センター等の拡充に取り組みます。

○ ファミリー・サポート・センターの設置の促進 【県民生活・男女共同参画課】

- ・子育ての援助を受けたい人と行いたい人がそれぞれ会員登録し、会員間で子育ての助け合いをする仕組みである高知版ファミリー・サポート・センターの拡大に取り組みます。

○ **子どもの居場所づくりへの支援** 【児童家庭課】

- ・厳しい環境にある子どもたちが、家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所となるとともに、親や子どもたちが地域とつながる場としての機能も期待される「子ども食堂」が県下全域に広がるよう取り組みます。

○ **学習支援事業の実施** 【福祉指導課、小中学校課】

- ・貧困の連鎖をなくすため、生活困窮者世帯の子どもを中心に、地域での子どもの居場所を兼ねた学習支援を進めます。
- ・小中学校が計画的に行う放課後の補充学習の充実のため、学習支援員の人材確保に向けた支援や放課後等学習支援を充実します。

○ **学習支援員事業の実施** 【高等学校課】

- ・高等学校では放課後の補力補習やチーム・ティーチングによる授業における学習指導補助など、学習の活性化及び基礎学力の定着と向上を図る取組を支援します。

○ **母子生活支援施設の支援機能の充実** 【児童家庭課】

- ・離婚等により生活や子どもの養育が困難になった母子家庭に対して、子どもと一緒に利用できる母子生活支援施設において、母子支援員による相談対応や専門機関への紹介、心理士による心理療法、少年指導員による学習指導など自立に向けた日常生活や就労の支援、子育て支援を行うとともに、母子生活支援施設における子育て短期支援事業の実施等により地域の子育て支援を充実します。

② **住宅確保のための支援**

ア 住居を確保するための取組

○ **公営住宅への入居について優遇措置の実施** 【住宅課】

- ・ひとり親家庭などの県営住宅への入居者選考において、優遇措置を講じ、入居への配慮を行います。

○ **民間賃貸住宅への入居支援** 【住宅課】

- ・ひとり親家庭など子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を支援するため、高知県居住支援協議会のホームページにおいて住宅確保要配慮者向けの住宅に関する情報提供を行います。

○ **母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金)** 【児童家庭課】

- ・ひとり親家庭等が住宅を建築、購入、増築、改築、補修等するために必要な資金、転居時の住宅の賃借、家財運搬に必要な資金などの貸付を行います。

5 目標値

ひとり親家庭等自立促進計画に関する数値目標

分野	項目	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)	備考
情報提供・ 相談体制の 強化	ひとり親家庭実態調査における制度 等の認知度	62.8%	80.0%	
	ひとり親家庭実態調査におけるセン ター(相談事業)を利用して満足して いる者の割合	17.1%	50.0%	
	センターへの相談件数	1,111件	1,500件	
	母子・父子自立支援員等の研修会数	3回	5回	
就業支援の 強化	就業支援機関(3機関)における 就職率(※1)	40.1%	45.0%	
	センターにおける就職率	51.7%	60.0%	
	移動相談実施回数	21回	25回	
	企業訪問開拓による求人登録件数	545件	600件	
	高知家の女性しごと応援室における 就職率(3か月以内の就職者数)	54.9%	60.0%	
	センターに臨時的任用職員等の 求人情報を提供している市町村数	0市町村(※2)	全市町村	
	自立支援プログラム策定による 就職者数	2人	15人	
	自立支援教育訓練給付金利用者数	6人	10人	
	高等職業訓練促進給付金利用者数	82人	220人	
	高等職業訓練促進給付金による 資格取得者数	31人	75人	
	高等職業訓練促進給付金による 正規雇用者数	14人	50人	
	母子父子寡婦福祉資金利用者数 (技能習得資金・生活資金)	10人	15人	
	就業支援講座開催回数	3回	5回	
経済的支援 の充実	法律相談実施回数	24回	36回	
日常生活 支援の充実	延長保育(地域型保育等含む)	139か所	149か所	
	休日保育(地域型保育等含む)	11か所	13か所	
	一時預かり	70か所	100か所	
	病児保育	8か所	17か所	
	子育て短期支援事業	26市町村	全市町村で必要に 応じて利用できる	

分野	項目	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)	備考
日常生活支援の充実	放課後児童クラブ・放課後子ども教室の実施校率(小学校)	93.0%	95.0%	
	地域子育て支援拠点事業	44 か所	50 か所	
	ファミリー・サポート・センター設置数	2 か所	13 か所以上	
	子どもの中学校卒業後の進学率と就職率の合算値	97.7%	県全体の平均レベル 98.8% (H26)	
	子どもの高校等卒業後の進学率と就職率の合算値	77.1%	県全体の平均レベル 84.9% (H26)	

※1 ひとり親家庭等就業・自立支援センター、ハローワーク、高知家の女性しごと応援室の新規求職者数と就職者数から算出したひとり親の就職率。ひとり親家庭等就業・自立支援センター、高知家の女性しごと応援室の就職者数は、他機関へつないだ後、就職された方も含む。

※2 平成 28 年 12 月末現在

参 考 資 料

第 1 計画策定の経過

(1) 第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画策定までの経過

日 程	活 動 内 容
平成 27 年 8 月	平成 27 年度高知県ひとり親家庭実態調査の実施
平成 28 年 11 月 28 日	「第 1 回高知県児童福祉審議会 ひとり親家庭部会」開催 ○内容 (1) ひとり親家庭等に対する福祉施策の状況について (2) 「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」について
平成 29 年 1 月 31 日	「第 2 回高知県児童福祉審議会 ひとり親家庭部会」開催 ○内容 (1) 「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(素案)について
平成 29 年 月 日 ～月 日	パブリックコメント(関係機関からの意見聴取を含む)の実施
平成 29 年 月 日	「第 3 回高知県児童福祉審議会 ひとり親家庭部会」開催 ○内容 (1) 「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(案)について

(2) 高知県児童福祉審議会規則

(平成 12 年 4 月 1 日規則第 96 号)
改正 平成 25 年 9 月 27 日規則第 47 号

(設置等)

第 1 条 この規則は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 1 項に規定する審議会その他の合議制の機関として高知県児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置するとともに、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 1 条の 2 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

(任期等)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 審議会の委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 4 条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の総数の 4 分の 1 以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 会議は、委員の総数の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部 会)

第 5 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会において決定する。

(幹 事)

第 6 条 審議会に、幹事 8 人以内を置く。

2 幹事は、知事が任命する。

3 幹事は、委員長の指揮を受け、庶務を整理する。

(書 記)

第 7 条 審議会に、書記 6 人以内を置く。

2 書記は、知事が任命する。

3 書記は、上司の指揮を受け、庶務に従事する。

(雑 則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則 (平成 12 年 4 月 1 日規則第 96 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 5 月 23 日規則第 78 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 27 日規則第 47 号)

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 高知県児童福祉審議会ひとり親家庭部会委員等

(五十音順)

氏名	団体名及び役職	備考
岡谷 英明	高知大学教授	副部会長
川崎 育郎	高知県立大学名誉教授	
須賀 不二男	高知県保護司連盟会長	
田邊 美加	高知県国公立幼稚園・こども園長会副会長	
徳弘 朋子	高知県民生委員児童委員協議会連合会理事	部会長
中山 裕司	高知県保育所経営管理協議会副会長	
野村 貞夫	高知県私立幼稚園連合会副会長	
森田 陽子	高知県小児保健協会理事	
吉田 充	母子生活支援施設ちぐさ施設長	

関係機関

横田 真由美	ひとり親家庭等就業・自立支援センター所長	
--------	----------------------	--

第2 高知県ひとり親家庭実態調査

1 調査の概要

① 調査の目的

「高知県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定にあたり、県内のひとり親家庭の実態を把握し、施策を推進していくうえでの基礎資料を得ることを目的として実施しました。

② 調査期日

平成27年8月1日

③ 調査対象者

ア 母子家庭

県から調査対象世帯数を市町村に提示し、市町村は、住民基本台帳等の情報を用いて、平成27年6月1日現在居住する母子家庭の中から無作為抽出しました。

イ 父子家庭

市町村は、住民基本台帳等の情報を用いて、平成27年6月1日現在居住するすべての父子家庭を対象としました。

④ 調査項目

- ア 世帯及び本人の状況
- イ 経済の状況
- ウ 住宅の状況
- エ 職業の状況
- オ 健康・医療の状況
- カ 子どもの養育・教育の状況
- キ 制度の利用状況
- ク その他

⑤ 調査票配布数及び回収状況

	配布数	有効回答数	有効回収率
母子家庭	3,000世帯	1,118世帯	37.3%
父子家庭	1,906世帯	632世帯	33.2%
計	4,906世帯	1,750世帯	35.7%

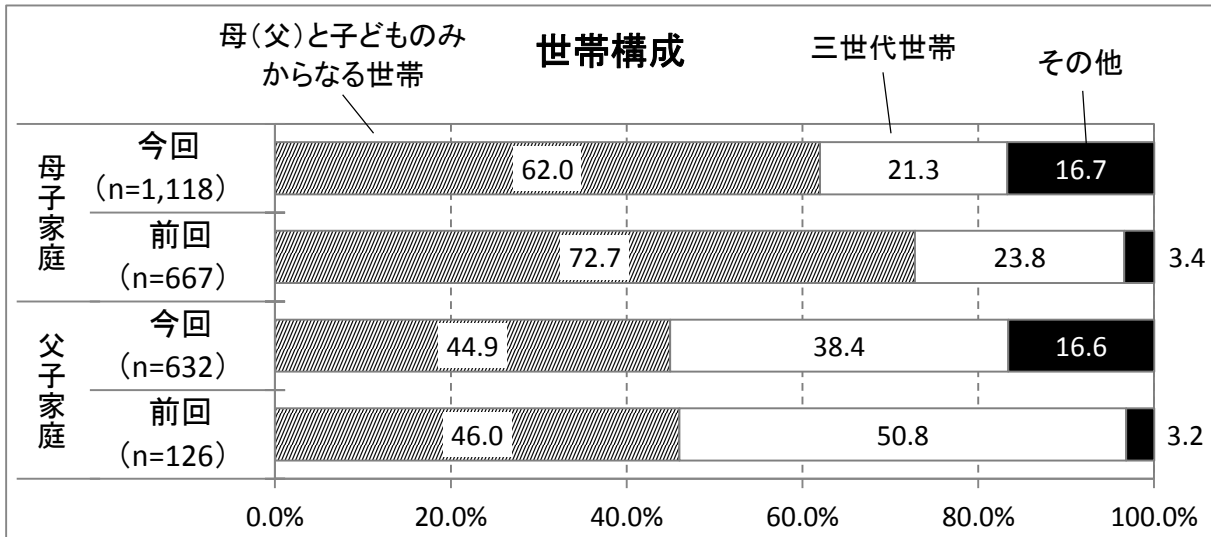
○調査結果について

① 世帯及び本人の状況

ア 世帯構成

母子家庭は、平成22年度ひとり親家庭実態調査（以下「前回調査」という。）と同じく「母と子どものみからなる世帯」が全体の62.0%（前回調査72.7%）と最も多くなっています。

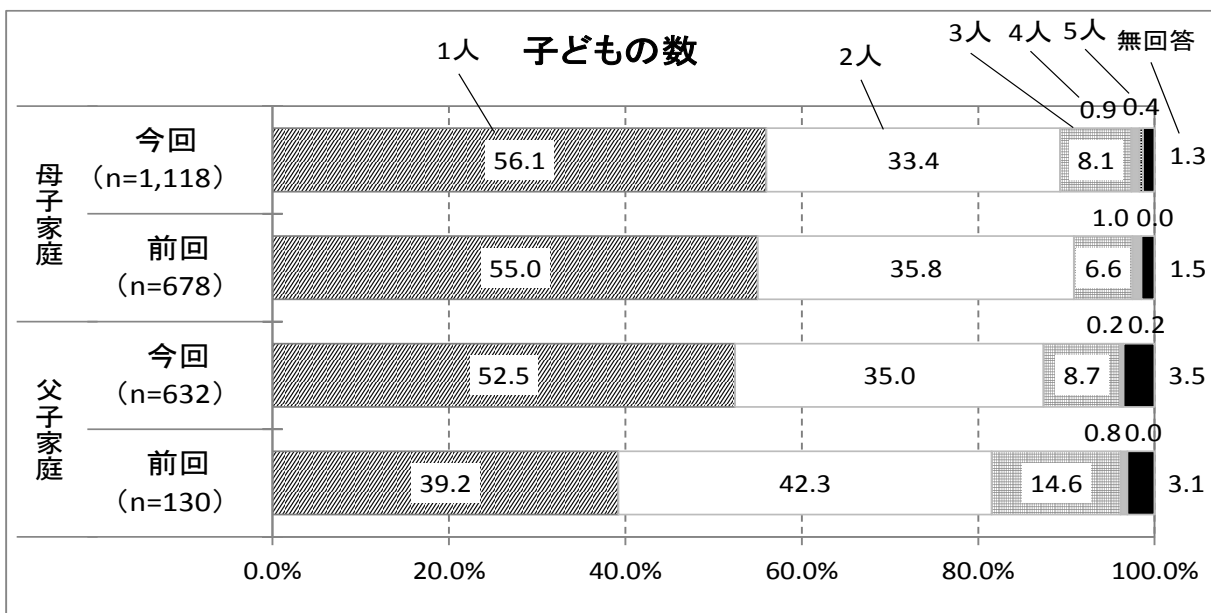
父子家庭は、前回の調査では「三世代世帯」が最も多くなっていましたが、今回の調査では「父と子どものみからなる世帯」が44.9%（前回調査46.0%）と最も多くなっています。



イ 子どもの数

子どもの数をみると、母子家庭・父子家庭ともに「1人」が最も多く、いずれも過半数を占めています。

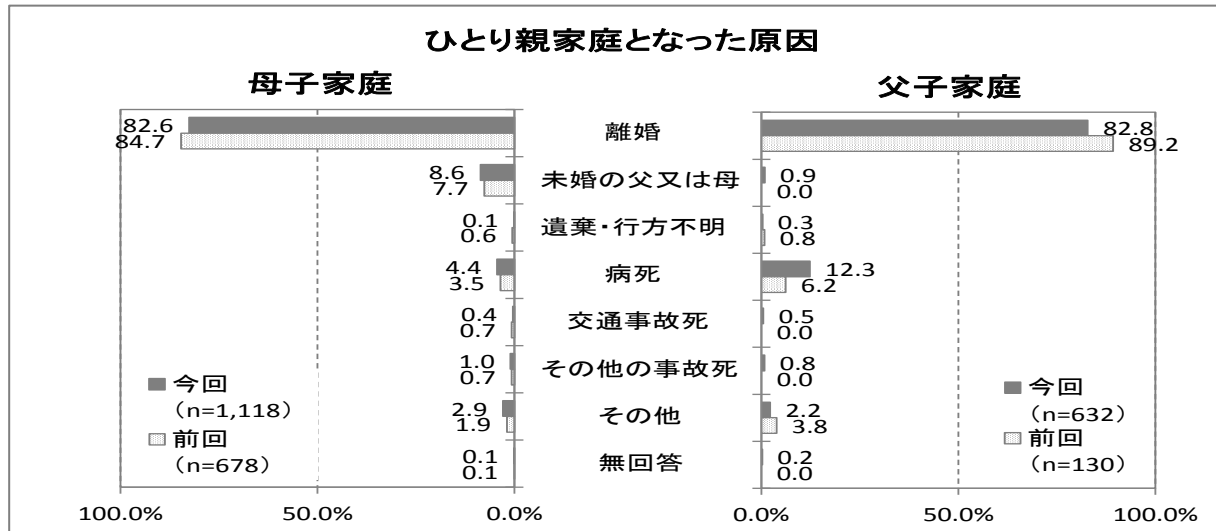
前回調査と比較すると、母子家庭はほぼ同割合となっていますが、父子家庭は「1人」が13.3ポイント高くなっています。



ウ ひとり親家庭になった原因

ひとり親家庭になった原因をみると、母子家庭・父子家庭とも「離婚」が最も多くいずれも80%を超えています。前回調査より若干低くなっています。

母子家庭では、次いで「未婚の母」、「病死」、父子家庭では「病死」、「その他」と続いています。

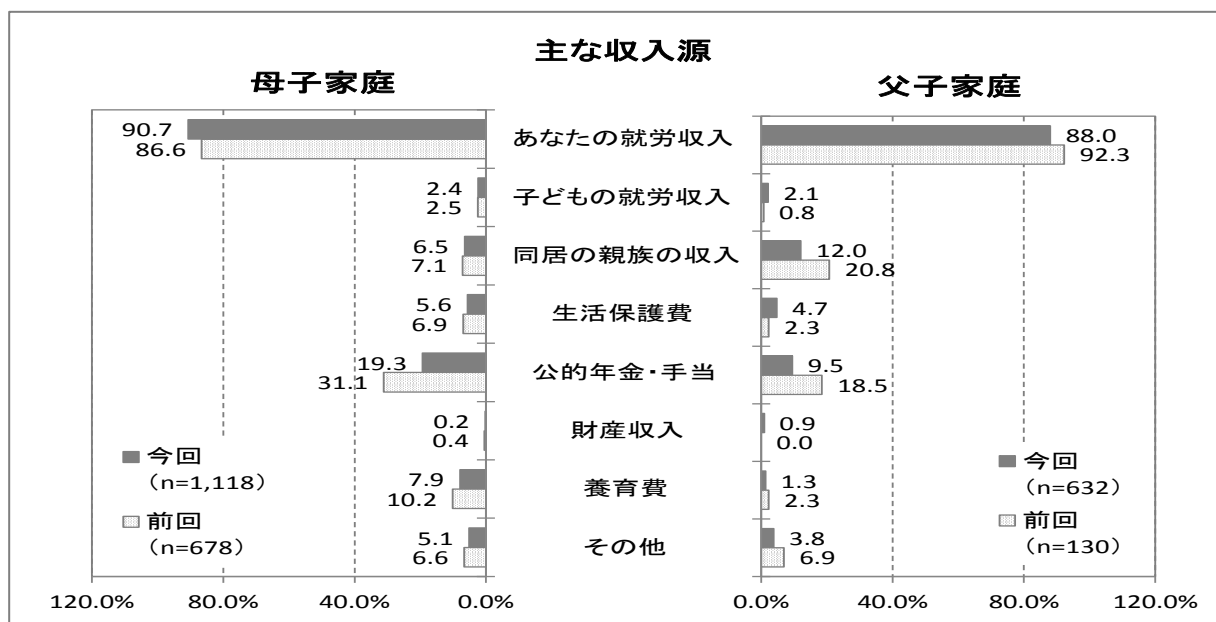


② 経済の状況

ア 主な収入源

主な収入源をみると、母子家庭・父子家庭ともに「あなた（自分）の就労収入」が約90%となっています。次いで、母子家庭では「公的年金・手当」、父子家庭では「同居の親族の収入」が多くなっています。

前回調査と比較すると、母子家庭・父子家庭ともに「あなた（自分）の就労収入」はほぼ同様の結果となっているほか、「公的年金・手当」の割合が低くなっています。また、「生活保護費」の割合が、母子家庭では低くなり、父子家庭では高くなっています。



※複数回答

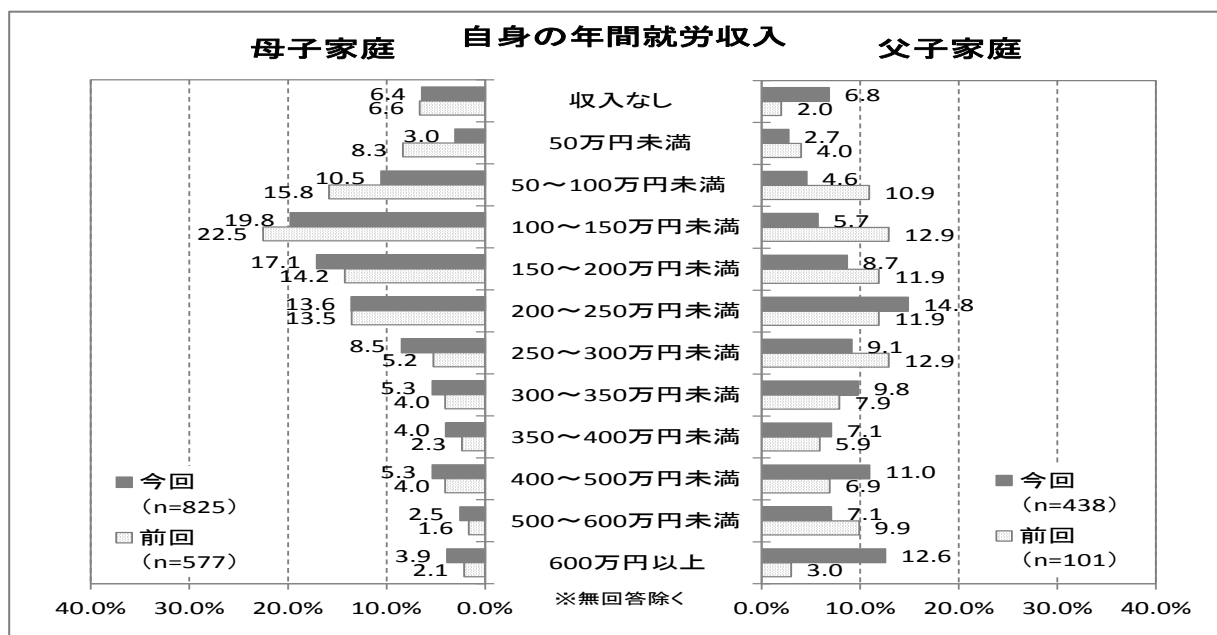
イ 年間の就労収入

自身の年間就労収入をみると、母子家庭は「100～150万円未満」19.8%が最も多く、次いで、「150～200万円未満」17.1%、「200～250万円未満」13.6%の順となっています。

父子家庭は「200～250万円未満」14.8%が最も多く、次いで、「600万円以上」12.6%、「400～500万円未満」11.0%の順となっています。

父子家庭は、200万円未満が28.5%であるのに対して、母子家庭は、56.8%と過半数を占めています。

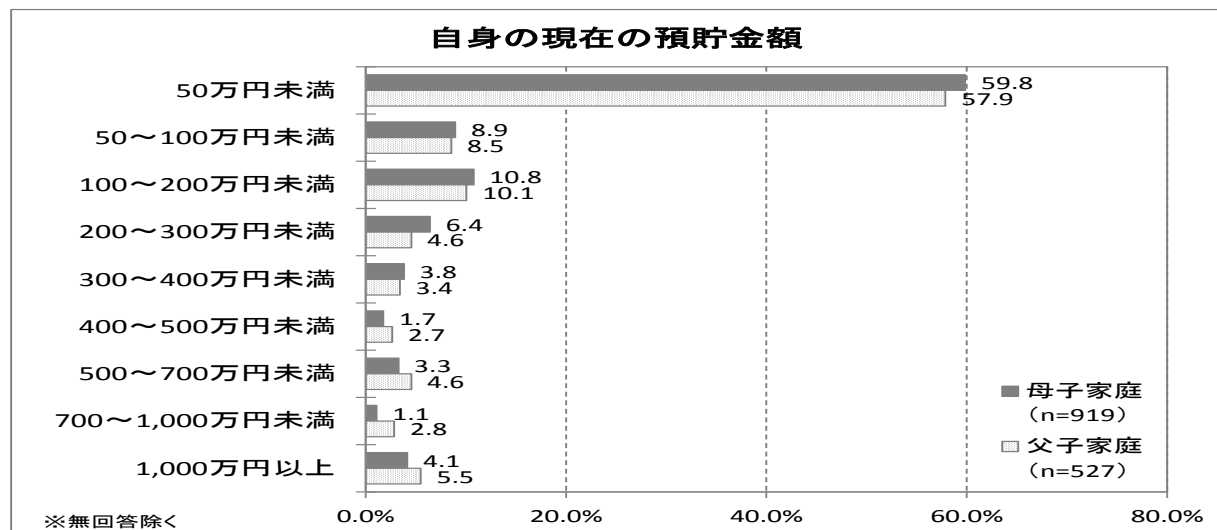
母子家庭の母親自身の平均年間就労収入は210万円、父子家庭の父親自身の平均年間就労収入は328万円です。



ウ 預貯金額

自身の現在の預貯金額をみると、母子家庭・父子家庭ともに「50万円未満」が最も多く約60%を占めています。

母子家庭の母親自身の平均預貯金額は173万円、父子家庭の父親自身の平均預貯金額は202万円です。

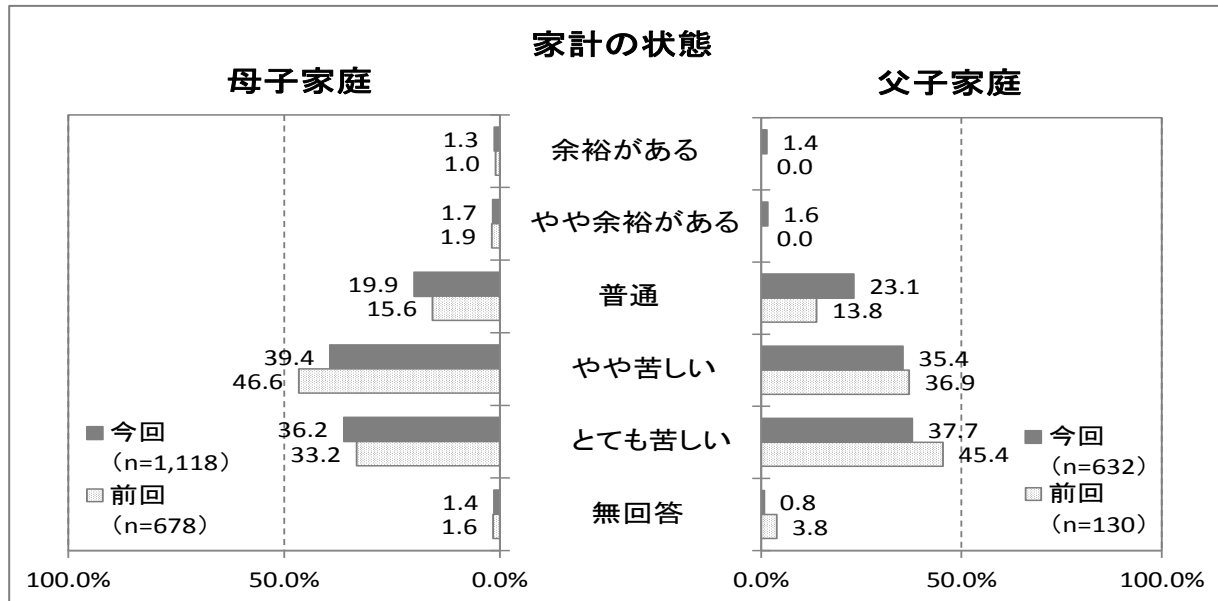


エ 家計の状態

家計の状態をみると、母子家庭は「やや苦しい」39.4%、「とても苦しい」36.2%の順で多く、父子家庭は「とても苦しい」37.7%、「やや苦しい」35.4%の順で多く、母子家庭・父子家庭ともに生活が“苦しい”と感じている割合は7割を超えています。

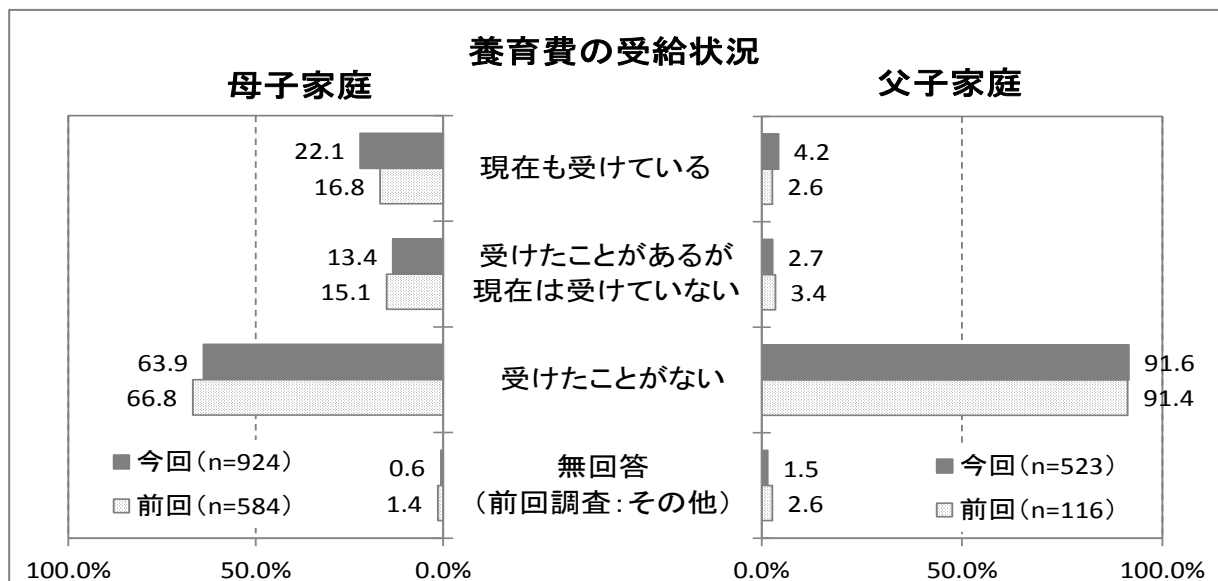
一方、「余裕がある」または「やや余裕がある」は、母子家庭・父子家庭ともにわずか3.0%となっています。

前回調査と比較すると、母子家庭・父子家庭ともに生活が“苦しい”と感じている割合は減少し、「普通」が増加しています。



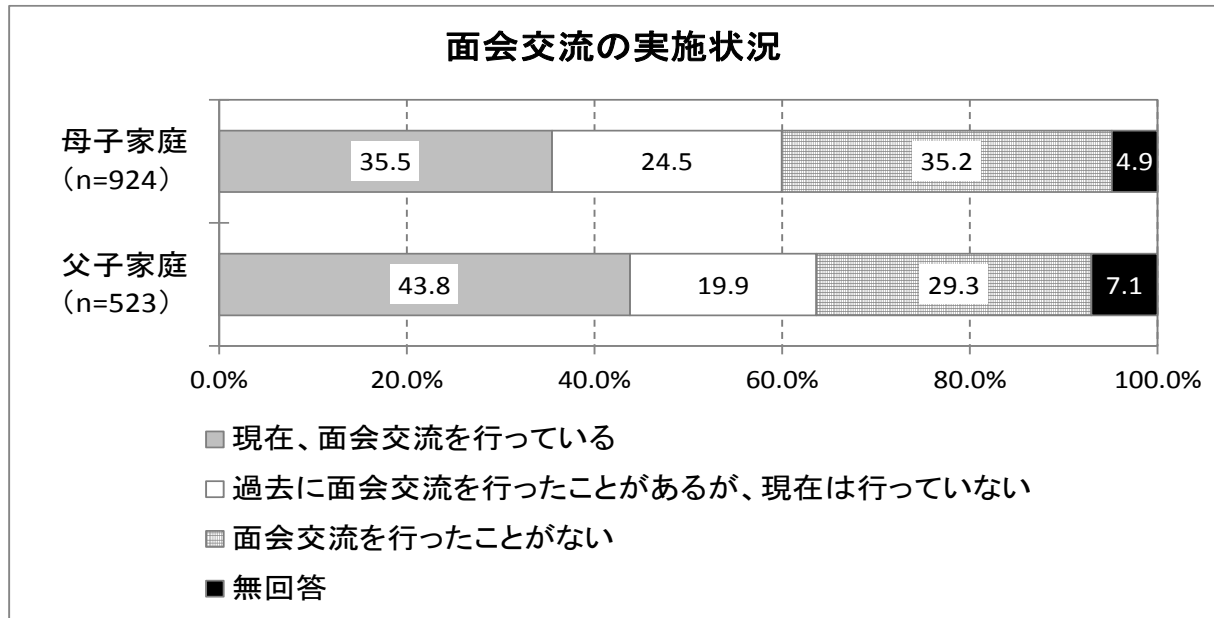
オ 養育費の受給状況

離婚した配偶者からの養育費の受給状況をみると、「受けたことがない」と回答した母子家庭は63.9%（前回調査66.8%）、父子家庭は91.6%（前回調査91.4%）で、前回調査と比較してもほぼ同様の結果となっています。



カ 面会交流の実施状況

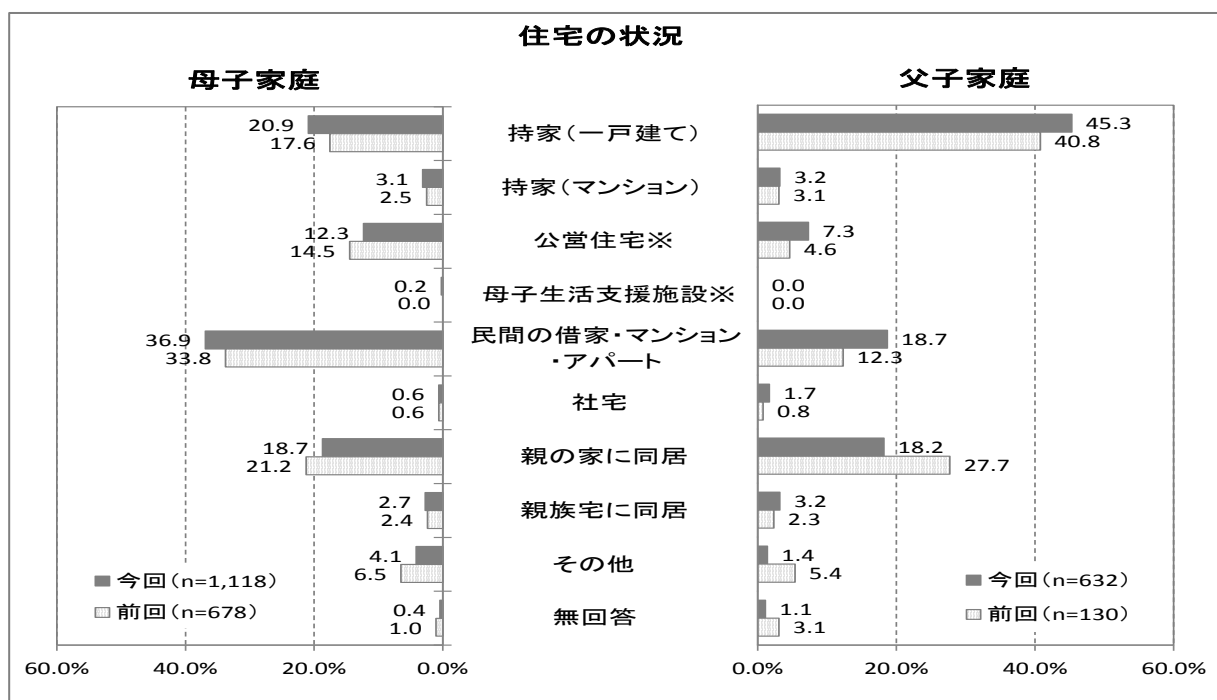
離婚した配偶者と子どもの面会交流の実施状況をみると、母子家庭より父子家庭のほうが「現在、面会交流を行っている」と答えた方が多くなっており、「面会交流を行ったことがない」と答えた方は母子家庭の35.2%、父子家庭の29.3%となっています。



③ 住宅の状況

現在の住宅の状況をみると、母子家庭は「民間の借家・マンション・アパート」36.9%、父子家庭は「持家（一戸建て）」45.3%が最も多くなっています。

前回調査と比較すると、母子家庭・父子家庭ともに「親の家に同居」が少なくなっています。



④ 職業の状況

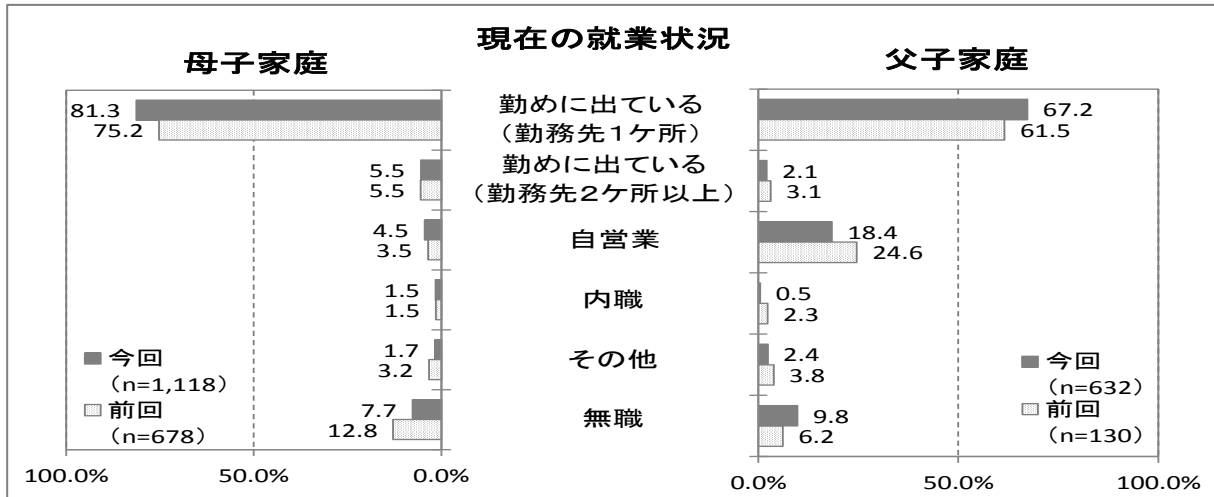
ア 就業の状況

現在の就業状況をみると、「勤めに出ている（勤務先1ヶ所）」が最も多く、母子家庭では81.3%、父子家庭では67.2%となっています。「自営業」は、母子家庭（4.5%）より父子家庭（18.4%）が多くなっています。

前回調査と比較すると、「無職」が母子家庭では減少、父子家庭では増加しています。

また、親の就業率※をみると、母子家庭は92.0%、父子家庭は89.2%となっています。

（※回答が複数回答となっていることから、有職者を調査数から無職と無回答の数を除いた人数として就業率を算出しています。）



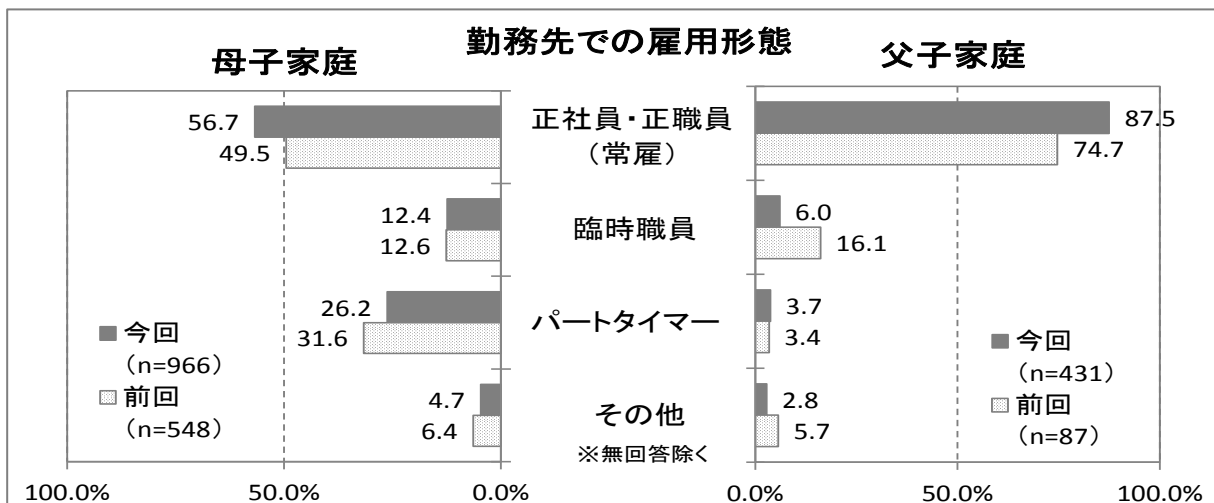
※複数回答

イ 勤務先での雇用形態

勤務先での雇用形態をみると、母子家庭・父子家庭ともに「正社員・正職員（常雇）」が最も多く、母子家庭では56.7%、父子家庭では87.5%を占めています。

「臨時職員」または「パートタイマー」の割合は父子家庭の9.7%に対して、母子家庭では38.6%となっており、28.9ポイントの差があります。

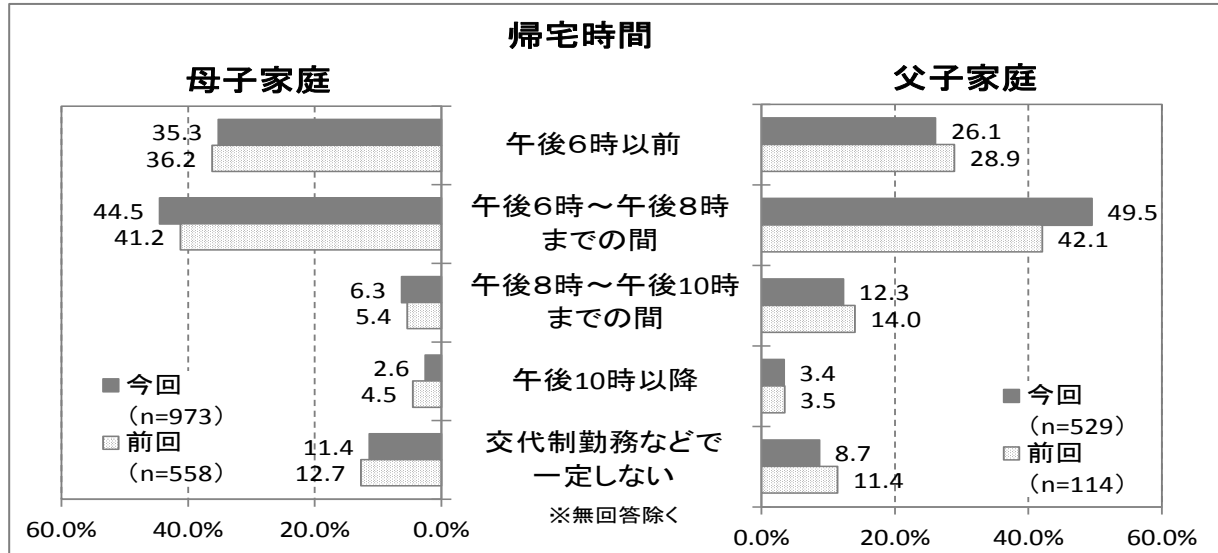
前回調査と比較すると、母子家庭は「パートタイマー」が減少し、「正社員・正職員（常雇）」が増加しています。父子家庭は「臨時職員」が減少し、「正社員・正職員（常雇）」が増加しています。



ウ 帰宅時間

帰宅時間をみると、母子家庭・父子家庭ともに「午後6時～午後8時までの間」、「午後6時以前」の順で多くなっています。

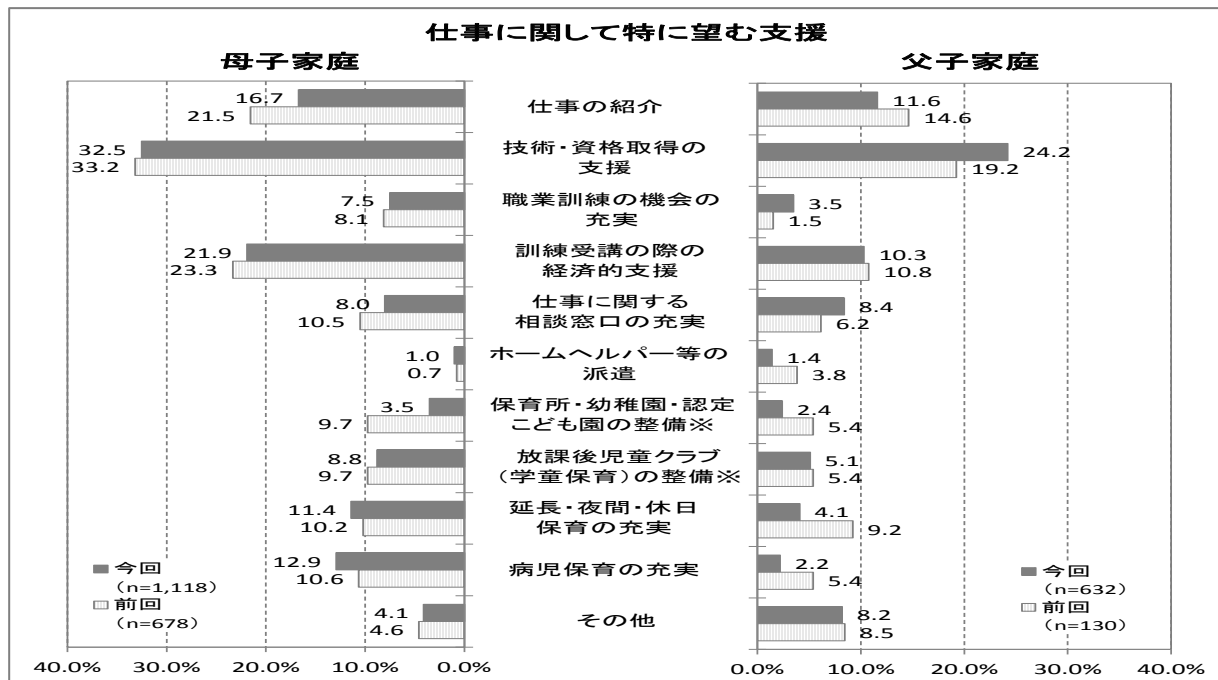
前回調査と比較しても、ほぼ同様の結果となっています。



エ 仕事に関して特に望む支援

仕事に関して特に望む支援をみると、母子家庭は「技術・資格取得の支援」、「訓練受講の際の経済的支援」、「仕事の紹介」の順で多くなっており、前回調査と比較すると、「延長・夜間・休日保育の充実」、「病児保育の充実」が多くなっています。

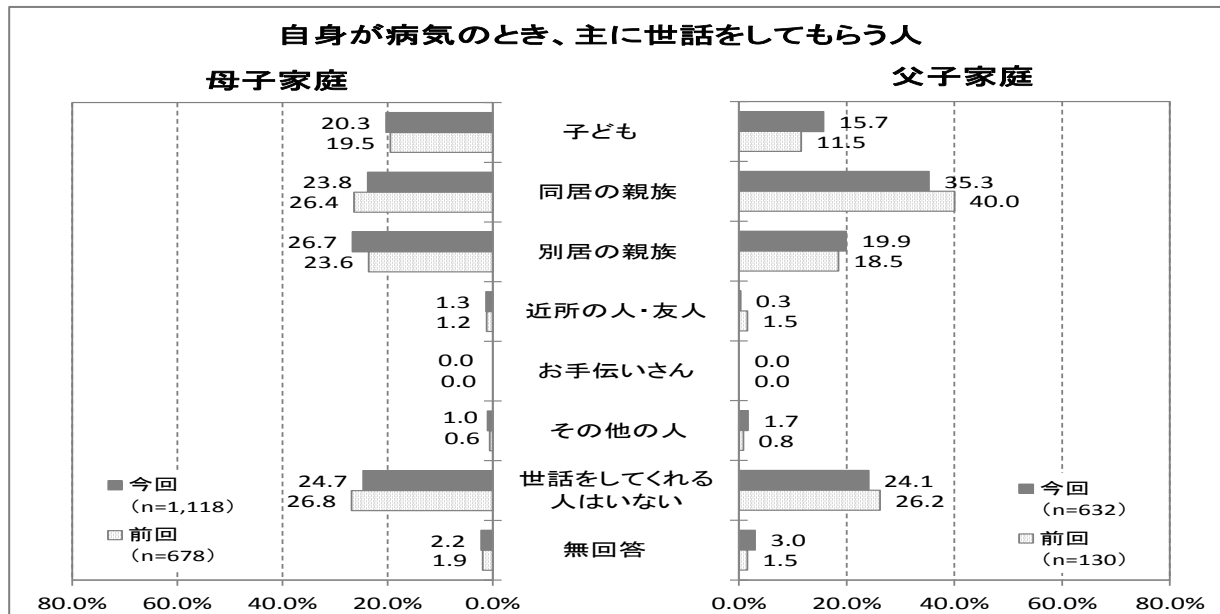
父子家庭は「技術・資格取得の支援」、「仕事の紹介」、「訓練受講の際の経済的支援」の順で多くなっており、前回調査と比較すると、「技術・資格取得の支援」、「職業訓練の機会の充実」、「仕事に関する相談窓口の充実」が多くなっています。



⑤健康・医療の状況

ア 自身が病気の際の世話

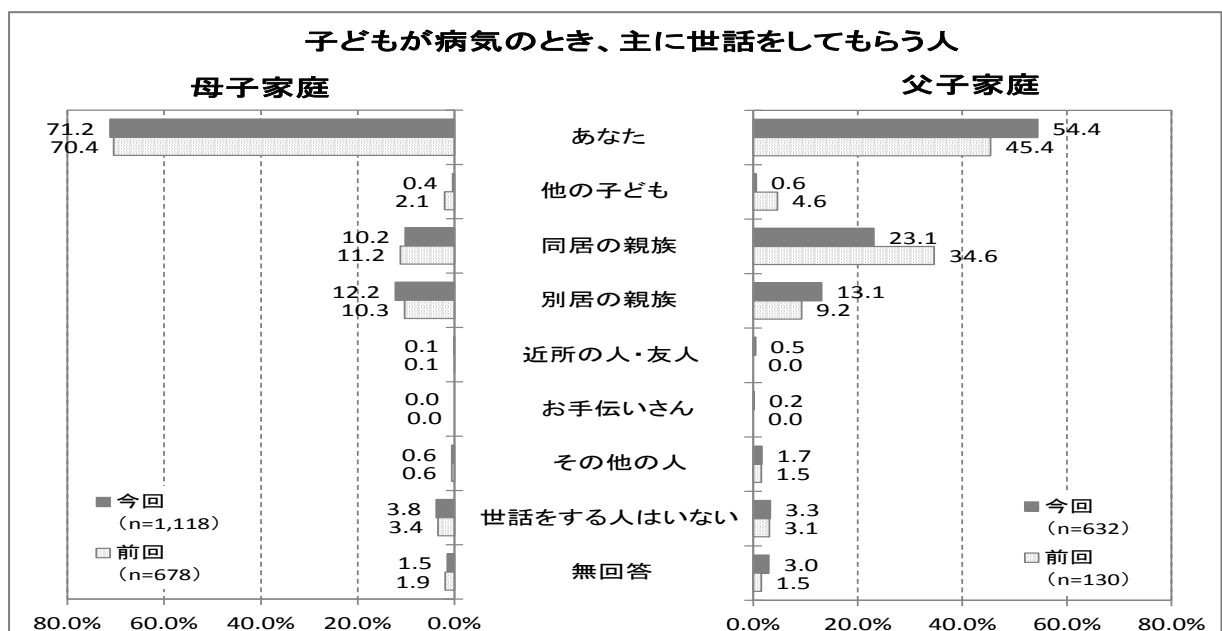
自身が病気の際、主に世話をしてもらう人を見ると、母子家庭では「別居の親族」26.7%、父子家庭では「同居の親族」35.3%が最も多くなっています。「世話をしてくれる人はいない」と答えた方は母子家庭の24.7%、父子家庭の24.1%となっています。



イ 子どもが病気の際の世話

子どもが病気の際、主に世話をしてもらう人を見ると、「あなた（自分）」と答えた方が母子家庭の71.2%、父子家庭の54.4%を占めており、父子家庭では自分以外の方に世話をしてもらう方が多いことがわかります。また、「世話をしてくれる人はいない」と答えた方は母子家庭で3.8%、父子家庭で3.3%となっています。

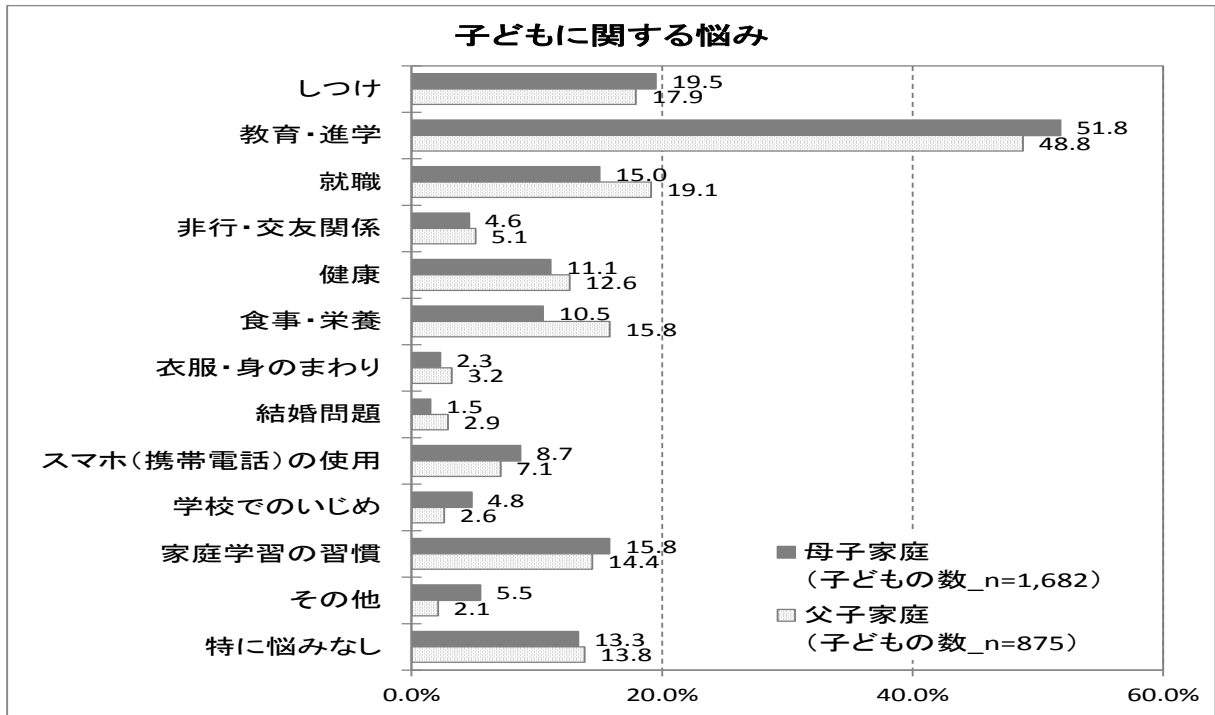
前回調査と比較すると、母子家庭はあまり変わりませんが、父子家庭では「あなた（自分）」、「別居の親族」が増加し、「同居の親族」が減少しています。



⑥ 子どもの養育・教育の状況

ア 子どもに関する悩み

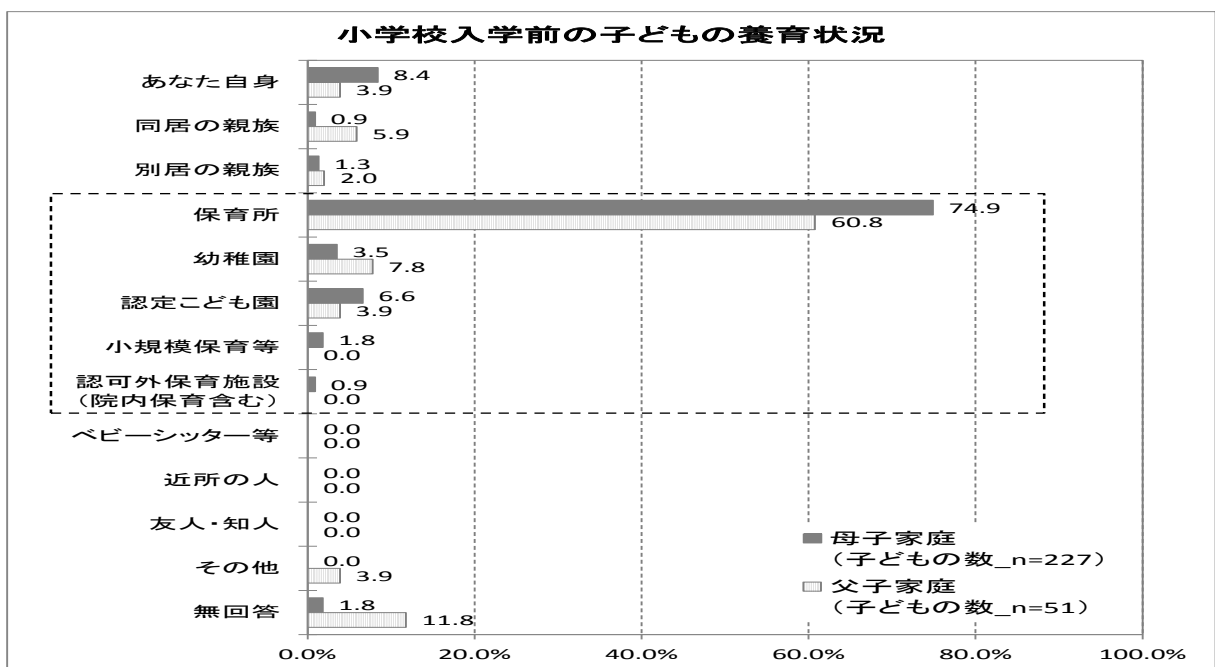
子どもに関する悩みをみると、母子家庭・父子家庭ともに「教育・進学」が最も多く、約50%となっています。次いで、母子家庭では「しつけ」19.5%、「家庭学習の習慣」15.8%、父子家庭では「就職」19.1%、「しつけ」17.9%の順となっています。



※複数回答

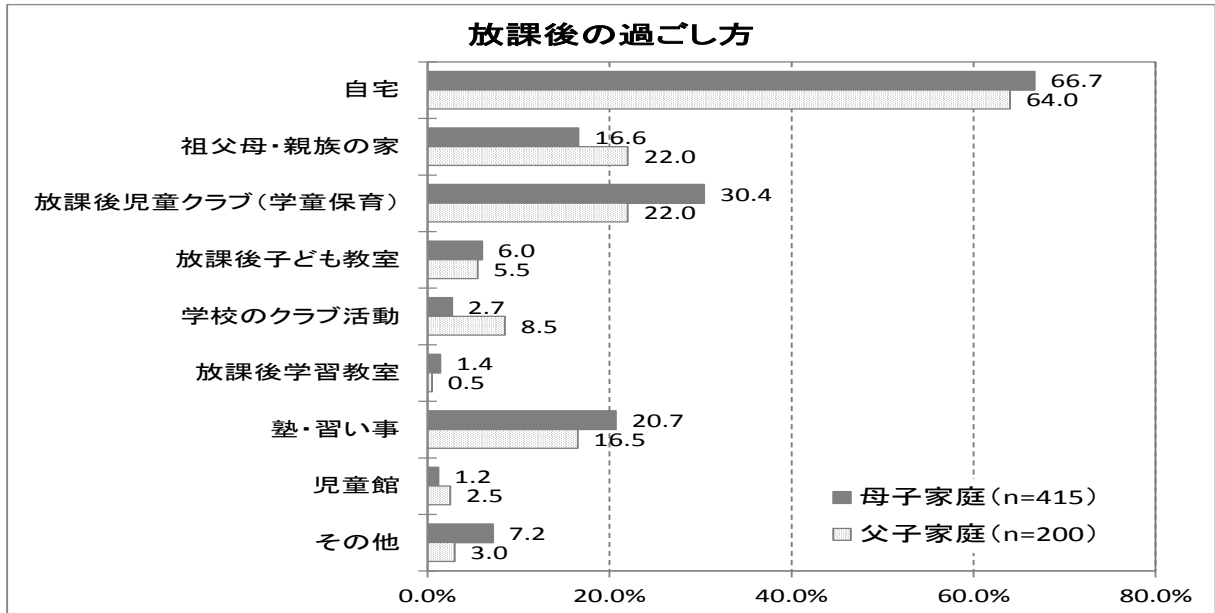
イ 小学校入学前の子どもの養育状況

小学校入学前の子どもの養育状況をみると、母子家庭の74.9%、父子家庭の60.8%が「保育所」と答えています。保育所等の施設を利用している方は、母子家庭では87.7%、父子家庭では72.5%となっています。



ウ 小学生の放課後の過ごし方

小学生の子どもの放課後の過ごし方をみると、母子家庭・父子家庭ともに「自宅」と答えた方が最も多く60%を超えています。次いで、母子家庭では「放課後児童クラブ（学童保育）」30.4%、「塾・習い事」20.7%、父子家庭では「祖父母・親族の家」、「放課後児童クラブ（学童保育）」がともに22.0%となっています。

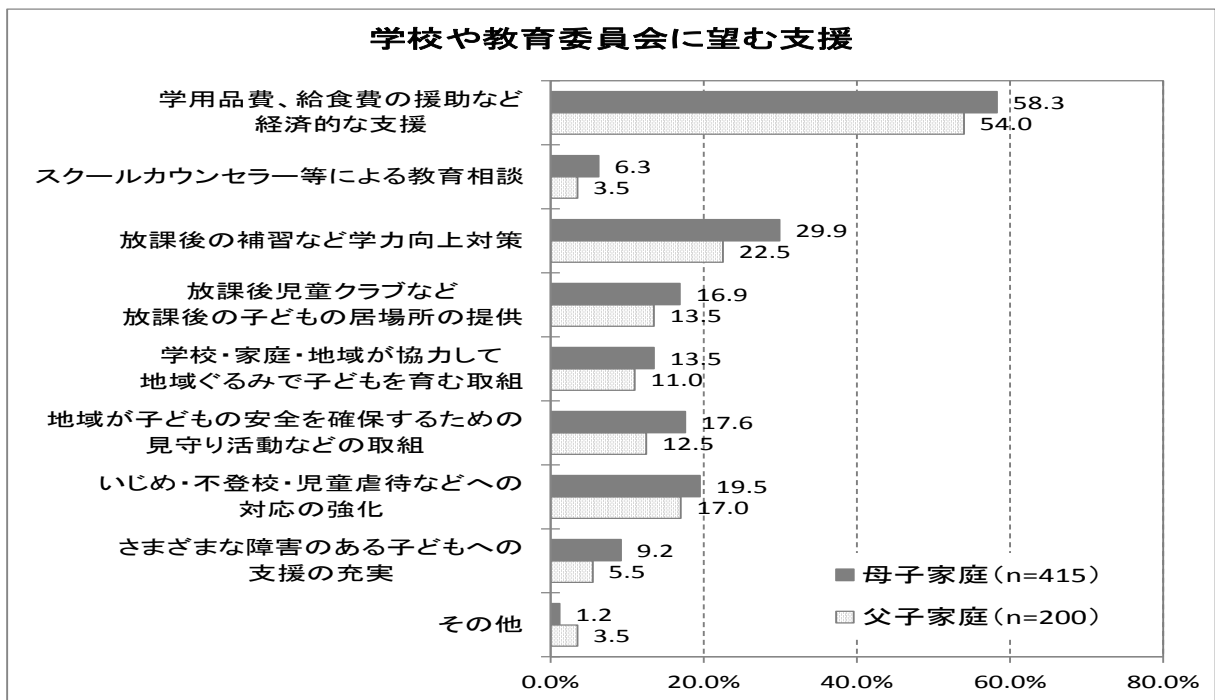


※複数回答

エ 学校や教育委員会に望む支援

(ア) 小学生の子どもがいる方

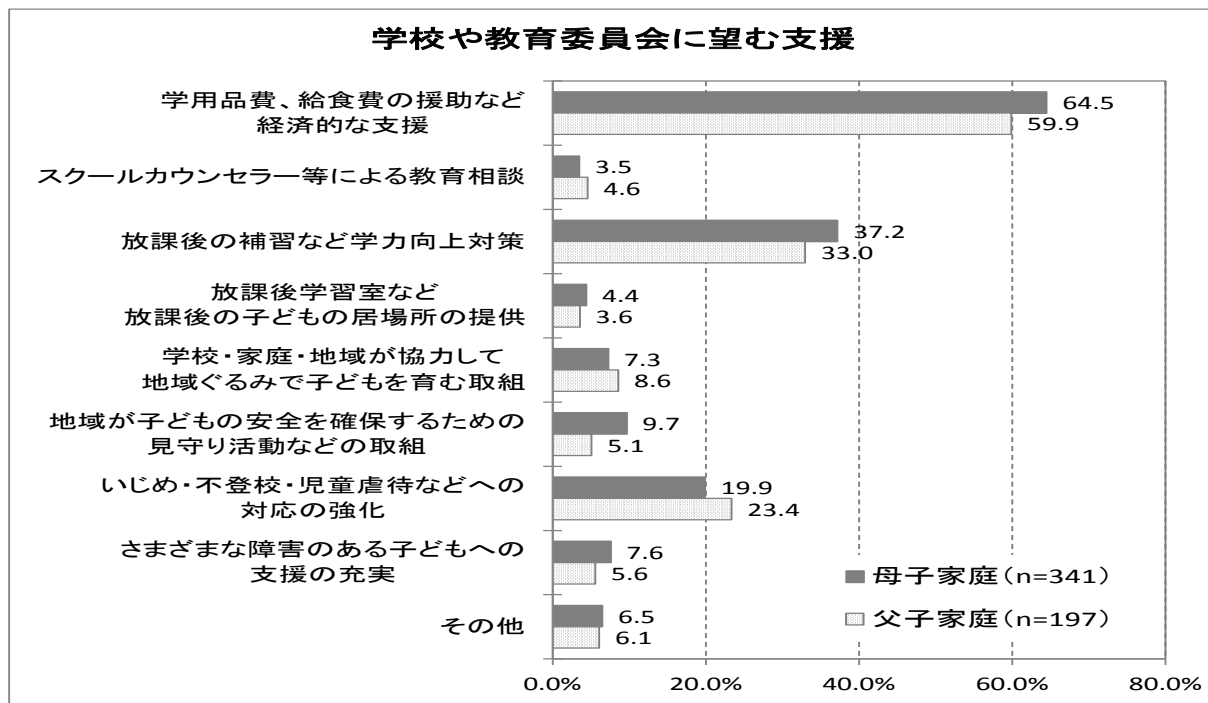
小学生の子どもがいる方に学校や教育委員会に望む支援をたずねると、母子家庭・父子家庭ともに「学用品費、給食費の援助など経済的な支援」が最も多く、次いで、「放課後の補習など学力向上対策」、「いじめ・不登校・児童虐待などへの対応の強化」の順となっています。



※複数回答

(イ) 中学生の子どもがいる方

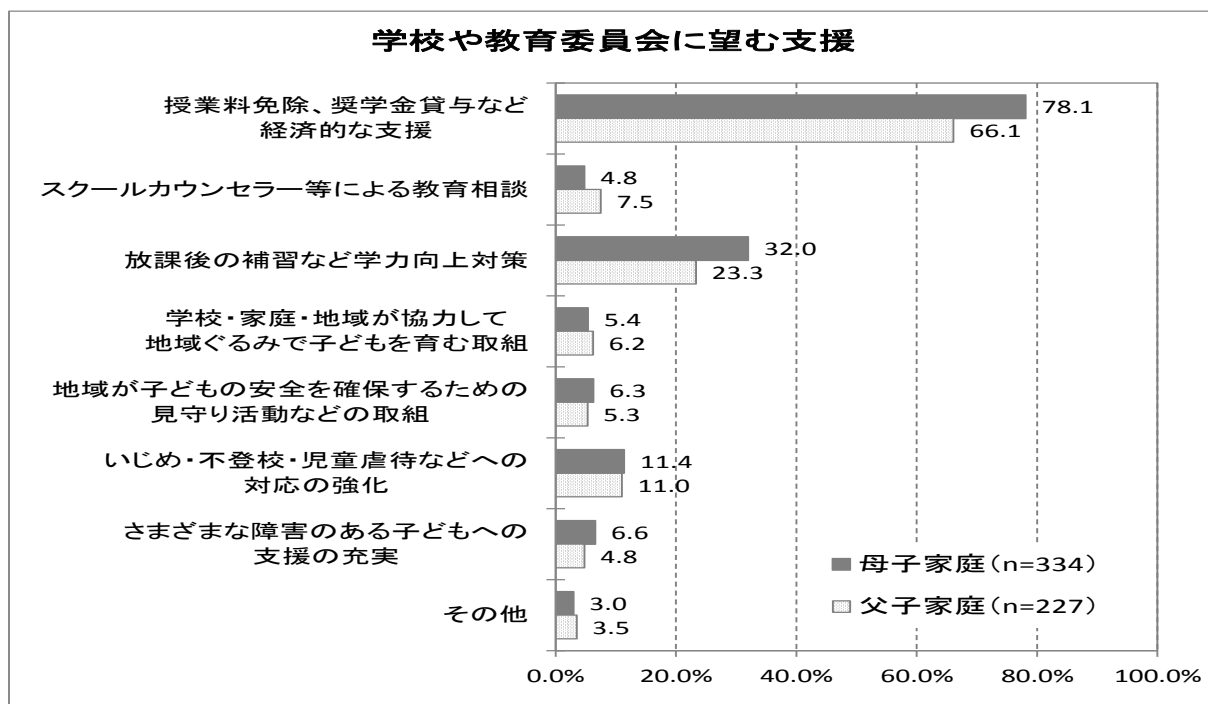
中学生の子どもがいる方に学校や教育委員会に望む支援をたずねると、母子家庭・父子家庭ともに「学用品費、給食費の援助など経済的な支援」が最も多く、次いで、「放課後の補習など学力向上対策」、「いじめ・不登校・児童虐待などへの対応の強化」の順となっています。



※複数回答

(ウ) 高校生の子どもがいる方

高校生の子どもがいる方に学校や教育委員会に望む支援をたずねると、母子家庭・父子家庭ともに「授業料免除、奨学金貸与など経済的な支援」が最も多く、次いで、「放課後の補習など学力向上対策」、「いじめ・不登校・児童虐待などへの対応の強化」の順となっています。

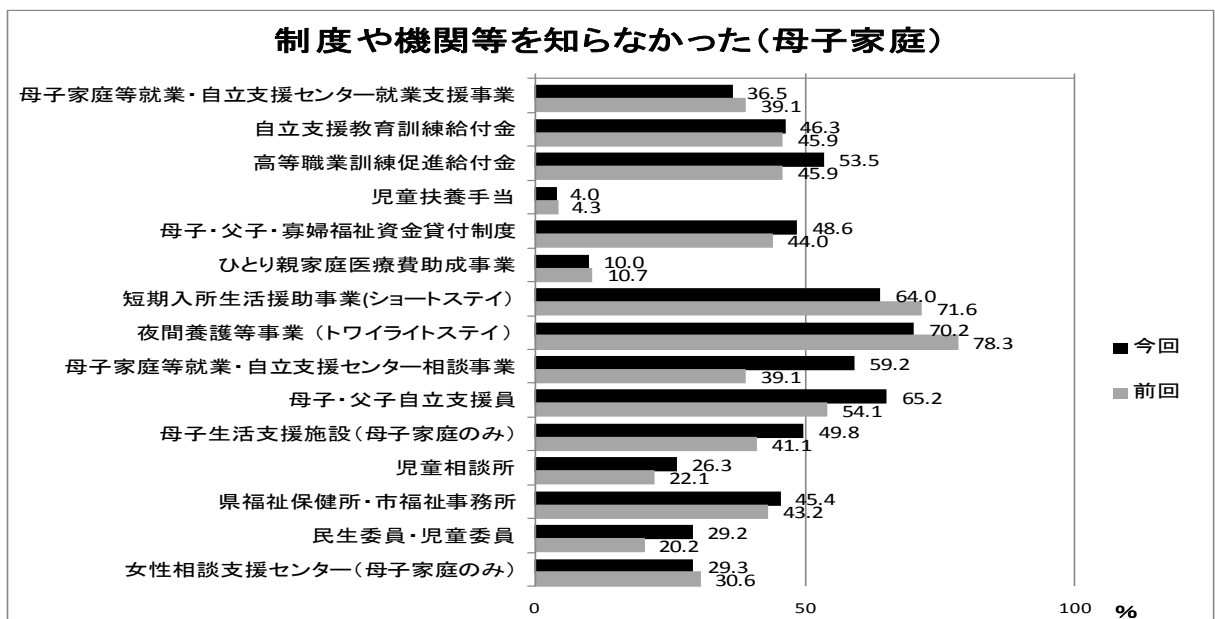
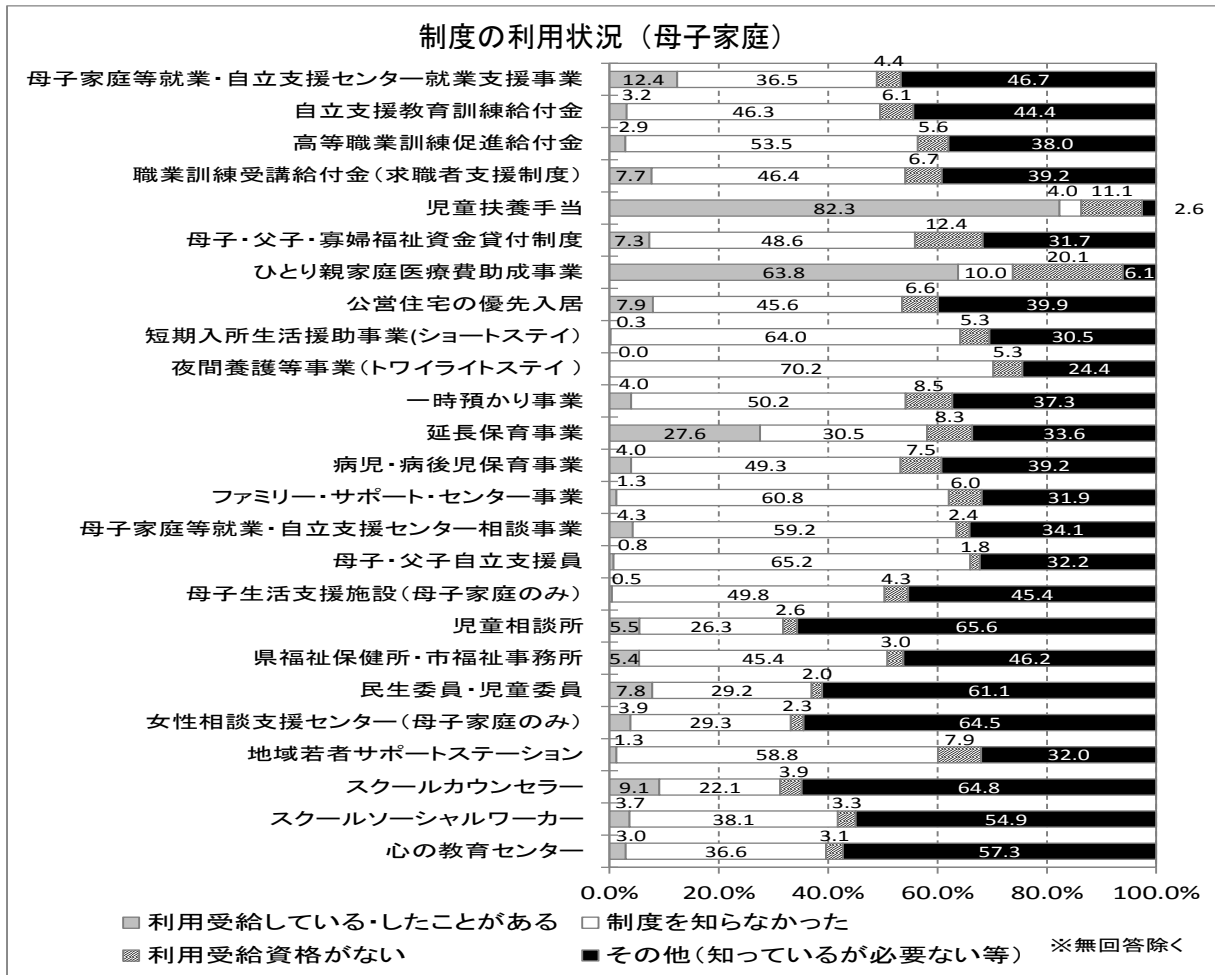


※複数回答

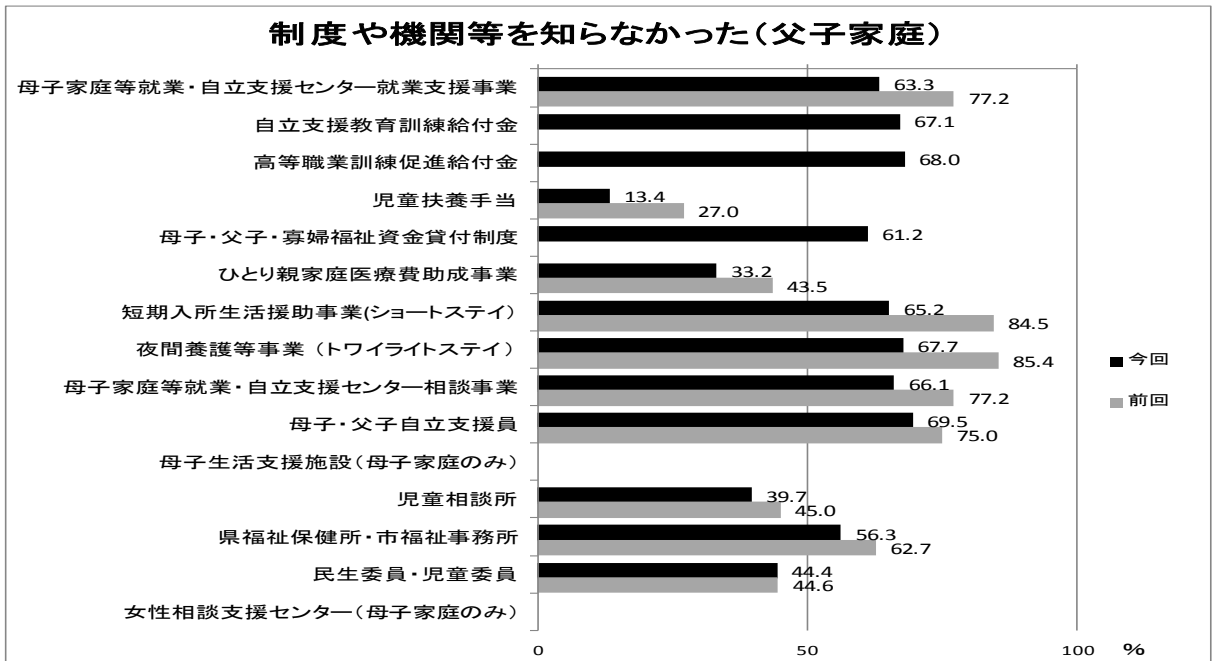
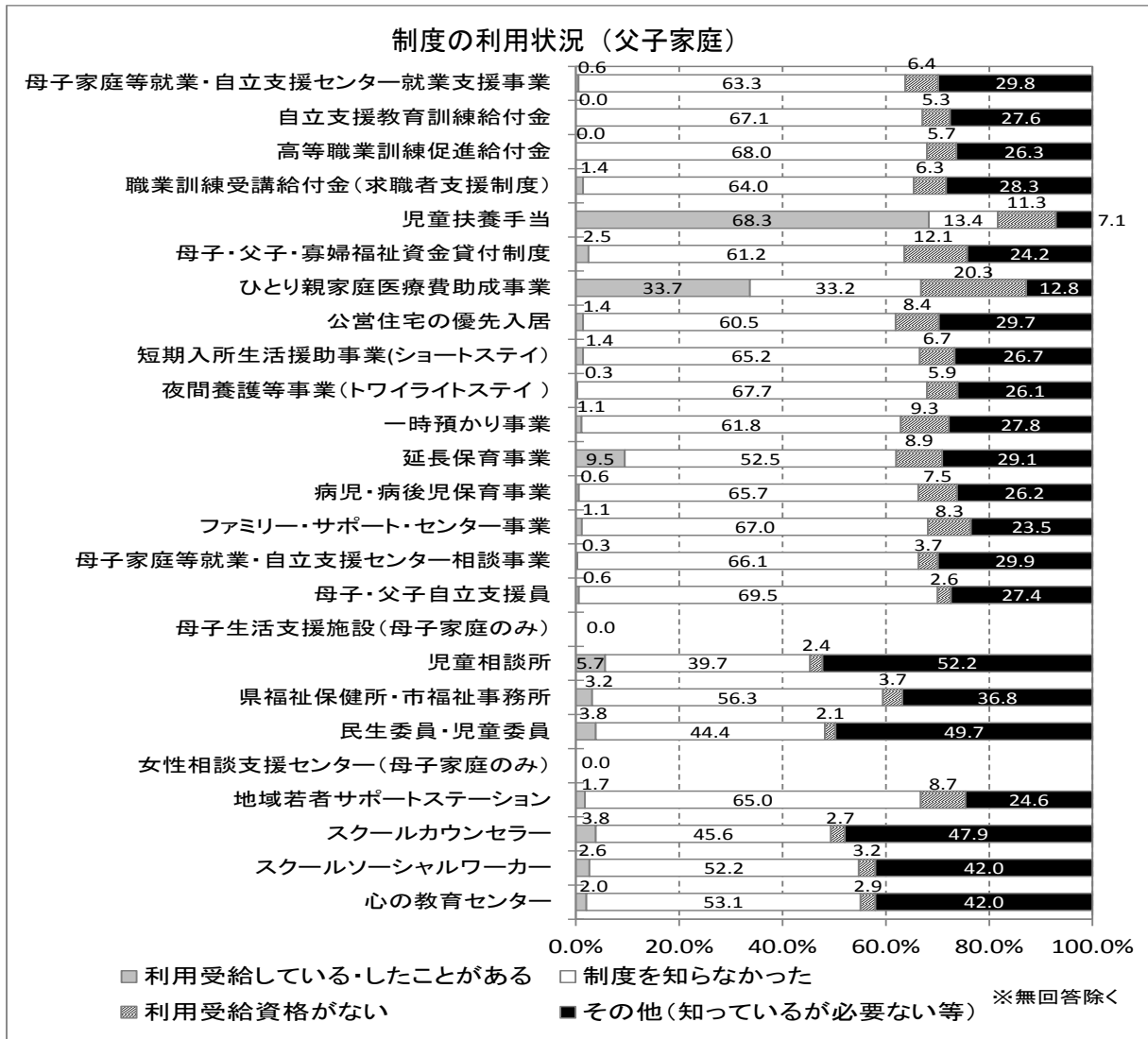
⑦ 制度の利用状況

利用や受給している・したことがある制度や機関等をみると、母子家庭・父子家庭とも「児童扶養手当」が最も多く、次いで、「ひとり親家庭医療費助成事業」、「延長保育事業」の順となっています。前回と比較すると、母子家庭は、高等職業訓練促進給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付制度などの認知度が低下していますが、父子家庭の認知度はすべて上昇しています。

ア 母子家庭



イ 父子家庭



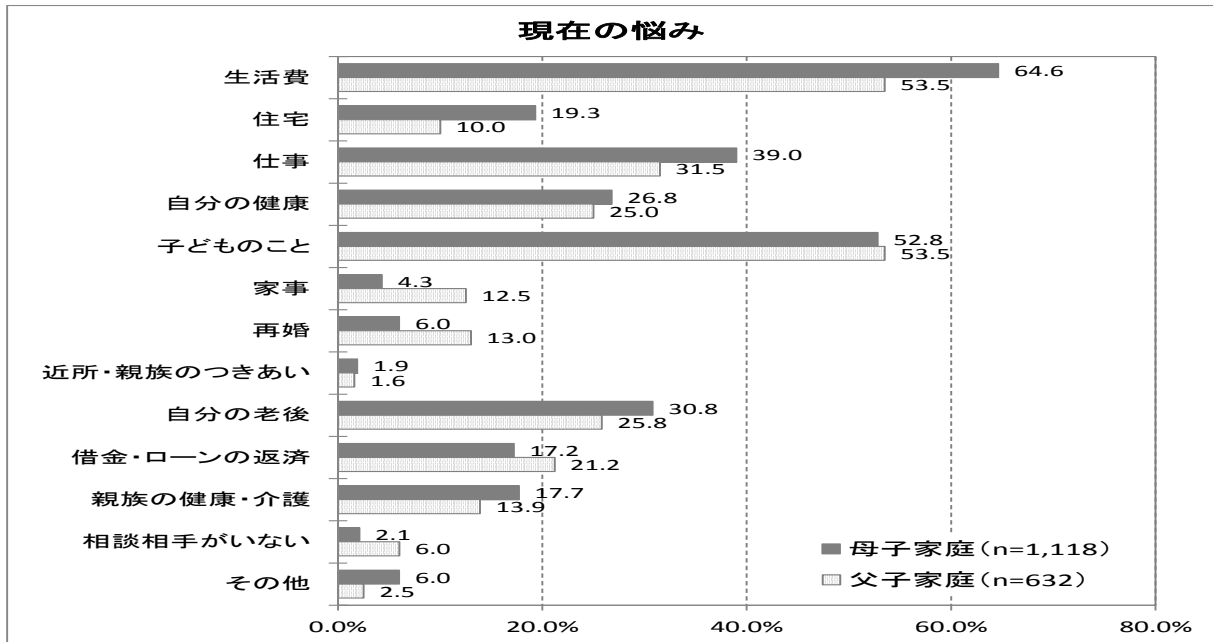
※自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金及び母子・父子・寡婦福祉資金貸付金については前回調査項目なし

⑧ その他

ア 現在の悩み

現在の悩みをみると、母子家庭は「生活費」が64.6%と最も多く、次いで「子どものこと」52.8%、「仕事」39.0%、「自分の老後」30.8%の順となっています。

父子家庭は「生活費」と「子どものこと」が53.5%と最も多く、次いで「仕事」31.5%、「自分の老後」25.8%の順となっています。

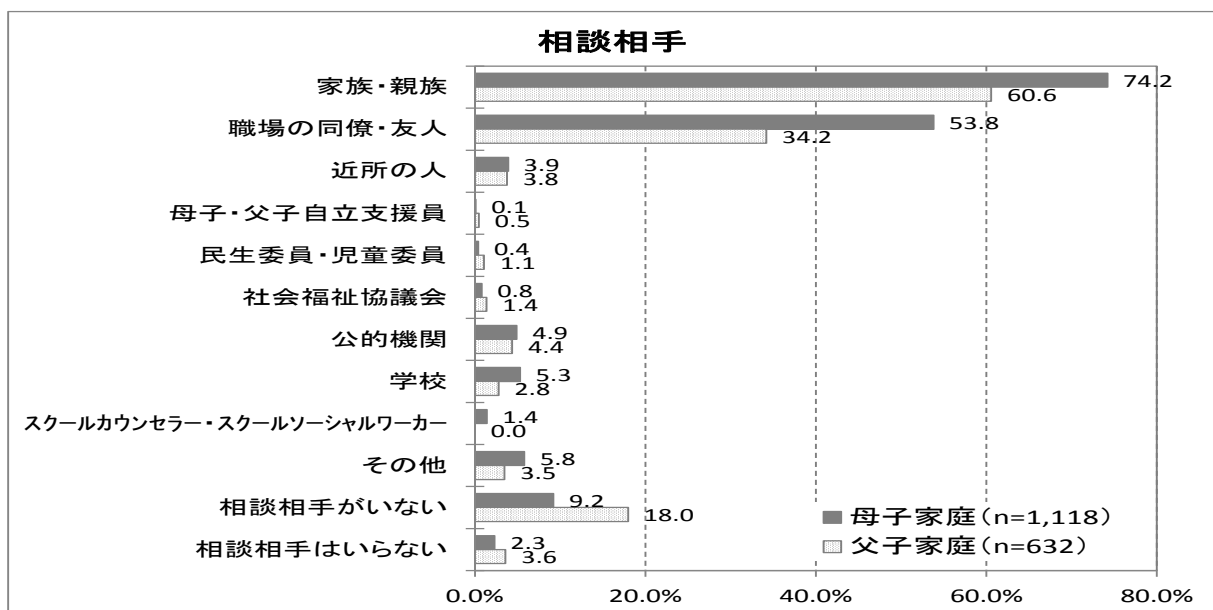


※複数回答

イ 困った時の相談相手

相談相手をみると、母子家庭・父子家庭ともに「家族・親族」、「職場の同僚・友人」の順で多くなっています。

「相談相手がない」と答えた方は、母子家庭に比べて父子家庭が多くなっています。



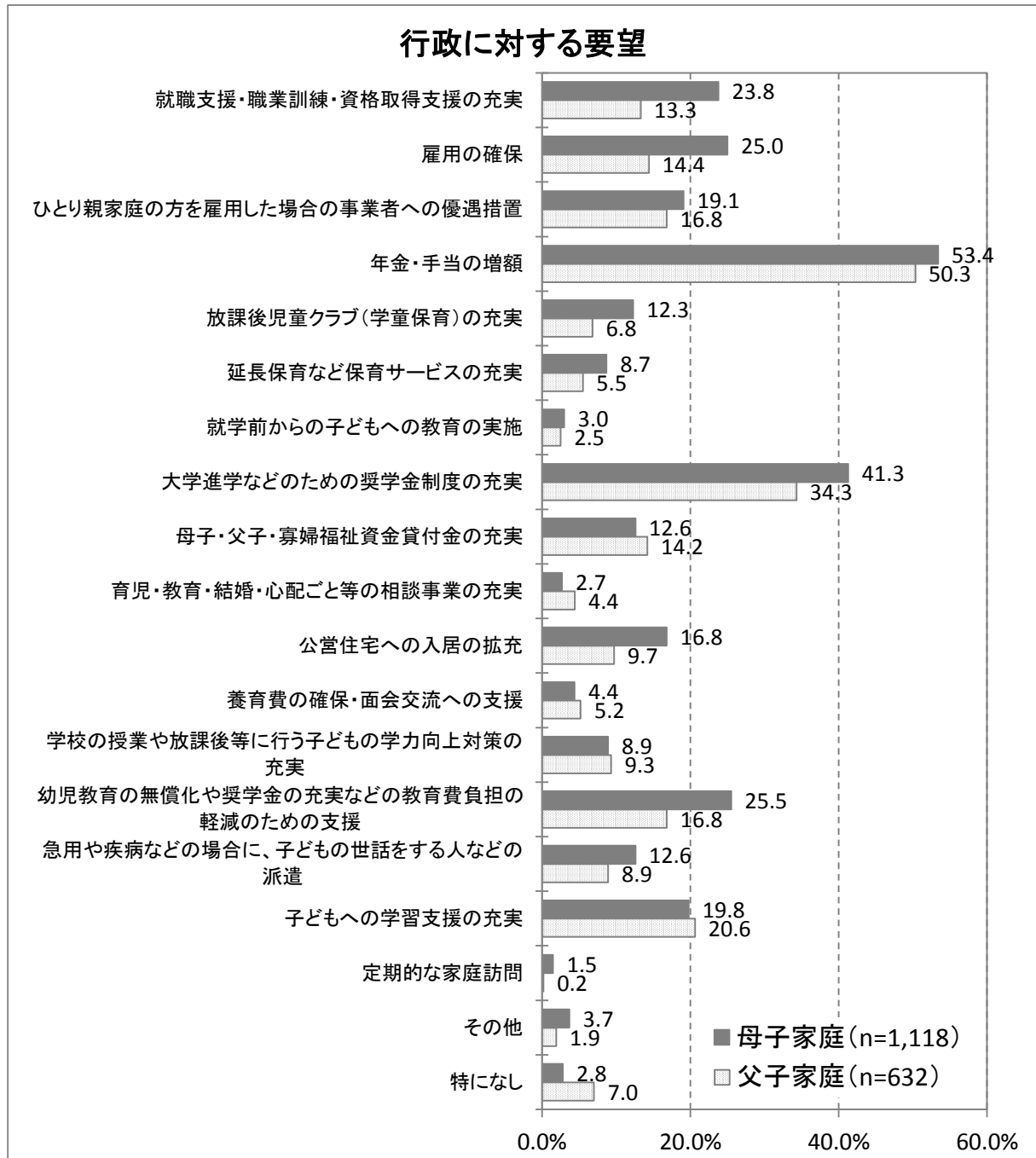
※複数回答

ウ 行政に対する要望

行政に対する要望をみると、母子家庭では「年金・手当の増額」が53.4%と最も多く、次に「大学進学などのための奨学金制度の充実」41.3%、「幼児教育の無償化や奨学金の充実などの教育費負担の軽減のための支援」25.5%と続いています。

父子家庭も最も多いのは「年金・手当の増額」の50.3%となっており、次に「大学進学などのための奨学金制度の充実」34.3%、「子どもへの学習支援の充実」20.6%と続いています。

母子家庭、父子家庭ともに経済的な支援や子どもの教育にかかる支援の要望が高くなっています。



※複数回答

第3 現在の主な支援策

高知県内のひとり親家庭等を支援するため、各関係機関において次のような取り組みが進められています。

(1) 相談窓口

名 称	内 容
県福祉保健所 市福祉事務所他	ひとり親家庭や寡婦の方、生活に困っている方、児童、高齢者や障がいのある方々の福祉の総合窓口です。 ・所在地等 → P 4 7、P 4 9をご覧ください。
母子・父子自立 支援員	県の児童家庭課や市福祉事務所において、ひとり親家庭等の方のいろいろな悩み事や問題の相談に応じています。 ・所在地等 → P 4 9をご覧ください。
民生委員・ 児童委員	社会福祉施策全般にわたって、地域に密着した相談に応じています。
ひとり親家庭等 就業・自立支援 センター	ひとり親家庭等の方に対して、就業や生活全般にわたる相談、就業のための各種資格や技能を習得する支援制度等についてのアドバイス、ひとり親への法律問題等の専門相談を行っています。 ・所在地等 → P 4 7をご覧ください。
女性相談支援 センター	女性のいろいろな悩み事や配偶者等からの暴力（DV）で困っている方からの相談に応じています。休日・夜間も電話相談を行っています。 ・所在地等 → P 4 7をご覧ください。
療育福祉センター	心身の発達に障がいがあったり、その心配がある子どもとその家族の方々に対して、医療や福祉、相談等の必要な支援を行うとともに、障がいのある方の自立を支援する総合的な施設です。 ・所在地等 → P 4 7をご覧ください。
消費生活センター	消費者からの消費生活全般にわたる相談を受けたり、消費生活に関する情報の提供を行っています。 ・所在地等 → P 4 7をご覧ください。
こうち男女共同 参画センター (ソーレ)	女性をとりまく様々な問題や悩みごとについて相談に応じています。また、男性からの相談にも毎月3回対応しています。 ・所在地等 → P 4 7をご覧ください。
児童相談所	県内2カ所に設置され、児童に関する相談のうち、専門的な知識や技術を必要とする相談に応じています。 ・所在地等 → P 4 8をご覧ください。
心の教育センター	いじめや暴力行為、不登校をはじめとする幼児児童生徒の悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について相談に応じます。 ・所在地等 → P 4 7をご覧ください。

(2) 年金・手当

名 称	内 容
遺族基礎年金	<p>被保険者が死亡した時、その方によって生計を支えられていた一定の遺族が受けられるものです。例えば、夫が死亡した時、その夫によって生計を支えられていた妻や18歳に達する日以後の最初の年度末までの間にある児童（障害等級の一級又は二級の障害を有する場合は20歳未満の児童）に年金が支給されます。なお、平成26年4月から、児童のある夫についても、年金が支給される場合があります。</p> <p>・問い合わせ等 → 各年金事務所（P48）</p>
児童扶養手当	<p>父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害がある場合は20歳未満の児童）を監護している父又は母、養育者に支給されます。前年（1月から6月までの申請については前々年）の所得による所得制限があります。</p> <p>・問い合わせ等 → 市町村役場（P49以降）</p>
特別児童扶養手当	<p>身体又は精神に一定以上の障害を有する20歳未満の児童を在宅で監護する保護者に支給されます。前年（1月から6月までの申請については前々年）の所得による所得制限があります。</p> <p>・問い合わせ等 → 市町村役場（P49以降）</p>
障害児福祉手当	<p>重度の障害を有し、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童に支給されます。前年（1月から6月までの申請については前々年）所得による所得制限があります。</p> <p>なお、高知県重度心身障害児療育手当との併給はできません。</p> <p>・問い合わせ等 → 市町村役場（P49以降）</p>
高知県重度心身障害児療育手当	<p>身体又は精神に一定以上の障害（特別児童扶養手当1級相当）を有する18歳未満の児童を在宅で監護する保護者に支給されます。</p> <p>なお、障害児福祉手当との併給はできません。</p> <p>・問い合わせ等 → 市町村役場（P49以降）</p>
児童手当	<p>中学校修了前の児童を養育している方に支給されます。前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得による所得制限があります。</p> <p>・問い合わせ等 → 市町村役場（P49以降）</p>
災害遺児修学支援	<p>交通事故、その他の災害により、両親又は父母のいずれかを失って、遺児となった高等学校に在学している生徒に修学費を支給しています</p> <p>・問い合わせ等 → 県社会福祉協議会（P51）</p>

(3) 貸付金・奨学金

名 称	内 容
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭や寡婦の方の生活の安定のため、生活資金や修学資金などの貸し付けを行っています。 ・問い合わせ等 → 市町村役場（P 49以降）
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格を目指す方を支援する貸し付けを行っています。 ・問い合わせ等 → 県社会福祉協議会（P 51）
生活福祉資金貸付事業	低所得者世帯に対して、経済的自立や生活意欲の助長促進を図るため、必要な資金の貸し付けと援助指導を行っています。 ・問い合わせ等 → 市町村社会福祉協議会・県社会福祉協議会（P 51以降）
高知県高等学校等奨学金	高等学校（特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学する生徒で、保護者が県内に居住する方のうち、経済的理由により修学が困難な方に奨学金の貸与を行っています。 ・問い合わせ等 → 県教育委員会高等学校課（088（821）4893）

(4) 医療・養育

名 称	内 容
ひとり親家庭医療費助成事業	所得税非課税世帯のひとり親及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童等の医療費の自己負担分を助成しています。 ・問い合わせ等 → 市町村役場（P 49以降）
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	保護者が仕事を終えて帰宅するまでの間、児童を児童養護施設等に預かって養育を行う制度です。 ・問い合わせ等 → 市町村役場（P 49以降）
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が仕事、病気、冠婚葬祭等で児童を一時的に養育できないとき、児童を児童養護施設等に預かって養育を行う制度です。 ・問い合わせ等 → 市町村役場（P 49以降）
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して助産を行うための施設です。 ・問い合わせ等 → 県福祉保健所及び市福祉事務所（P47、P49）

(5) 就業支援

名 称	内 容
ひとり親家庭等 就業・自立支援 センター	ひとり親家庭等の方の就業と自立を支援するため、求人情報の収集と提供、各種資格や技能を習得するときの支援制度等についての情報提供、パソコン講習や就職に役立つ講座などを行っています。 ・所在地等 → P47をご覧ください。
母子・父子自立支援 プログラム策定 事業	ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、児童扶養手当を受給している方々に対するハローワークと連携した求職活動を支援しています。 ・問い合わせ等 → ひとり親家庭等就業・自立支援センター (P47)
自立支援教育訓 練給付金事業	ひとり親家庭の親が資格や技能を取得するため、指定された講座を受講する場合の受講料等への補助を行っています。 ・問い合わせ等 → 県福祉保健所及び市福祉事務所他 (P47、P49)
高等職業訓練促 進給付金等事業	ひとり親家庭の親が一定の資格や技能を取得するため、長期にわたって教育訓練機関で修業する場合、生活費への補助等を行っています。 ・問い合わせ等 → 県福祉保健所及び市福祉事務所他 (P47、P49)
高等学校卒業程 度認定試験合格 支援事業	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、民間事業者等の対策講座を受講するひとり親と子に受講費用への補助を行っています。 ・問い合わせ等 → 県福祉保健所及び市福祉事務所他 (P47、P49)
こうち男女共同 参画センター (ソーレ)	女性の社会参画や自立支援に役立つパソコン講座、コミュニケーション講座、その他自己啓発講座などを行っています。 ・所在地等 → P47をご覧ください。
高知家の女性 しごと応援室	働きたいと考えるすべての女性を対象に、キャリアコンサルティングやパソコンによる職業適性検査など、一人ひとりの適性や経歴に応じたきめ細かな支援を行っています。 ・所在地等 → P47をご覧ください。
ハローワーク (公共職業安定 所)	就業についてのきめ細かな相談・指導を行い、適性や希望に合った職業紹介に努めています。また、本人の同意を得たうえで、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用奨励金などの事業助成を活用し、雇用機会の拡大を図っています。 ・各ハローワークの所在地等 → P48をご覧ください。
県福祉人材センタ ー及び福祉人材バ ンク	福祉の仕事に就きたい方に求人を斡旋したり、就職ガイダンスや就業に関する研修と調査・研究を行っています。 ・所在地等 → P49をご覧ください。
高知県就職支援 相談センター (ジョブカフェこ うち)	若者の就職を支援するため、キャリアコンサルタントによる就職相談やしごと体験講習、就職に関するセミナーの開催などを行っています。 ・所在地等 → P47をご覧ください。
公共職業訓練	資格や技能を身につけて働きたい方のための制度です。一定の要件を満たす方には、訓練期間中に手当が支給される場合があります。 ・問い合わせ等 → 各ハローワーク (P48)

(6) 住宅

名 称	内 容
母子生活支援施設	母子家庭で生活や児童の養育などでお困りの方のために、母と子どもが一緒に入れる施設です。 ・所在地等 → P 4 8 をご覧ください。
公営住宅への入居	ひとり親家庭の方などの県営住宅への入居者選考において、優遇措置を講じ、入居への配慮を行っています。 ・問い合わせ等 → 県営：県住宅課、市町村営：各市町村担当課

第4 関係団体等一覧

○県福祉保健所

名称	郵便番号	住所	電話番号	管轄市町村
安芸福祉保健所	〒784-0001	安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸総合庁舎	0887 (34) 3177	室戸市、安芸市、東洋町、 奈半利町、田野町、安田町、 北川村、馬路村、芸西村
中央東福祉保健所	〒782-0016	香美市土佐山田町 山田 1128-1	0887 (53) 3172	南国市、香南市、香美市、 本山町、大豊町、土佐町、 大川村
中央西福祉保健所	〒789-1201	高岡郡佐川町甲 1243-4	0889 (22) 1247	土佐市、いの町、佐川町、 越知町、日高村、仁淀川町
須崎福祉保健所	〒785-8585	須崎市東古市町6-26 須崎第一総合庁舎	0889 (42) 1875	須崎市、中土佐町、梶原町、 津野町、四万十町
幡多福祉保健所	〒787-0028	四万十市中村山手通 19 幡多総合庁舎	0880 (34) 5120	宿毛市、土佐清水市、四万十市 大月町、三原村、黒潮町

○相談センター等

名称	郵便番号	住所	電話番号
ひとり親家庭等就業・自立支援センター	〒780-0935	高知市旭町3-115 こうち男女共同参画センター内	088 (875) 2500
女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	〒780-8015	高知市百石町 2-34-8	088 (833) 0783
療育福祉センター	〒780-8081	高知市若草町 10-5	088 (844) 0035
消費生活センター	〒780-0935	高知市旭町 3-115 こうち男女共同参画センター内	088 (824) 0999
こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	〒780-0935	高知市旭町 3-115	088 (873) 9100
高知県就職支援相談センター (ジョブカフェこうち) (ジョブカフェこうち 幡多サテライト)	〒780-0841	高知市帯屋町2-1-35	088 (802) 2025
	〒787-0012	四万十市右山五月町8-13 アピアさつき 1階	0880 (34) 6860
高知家の女性しごと 応援室	〒780-0935	高知市旭町3-115 こうち男女共同参画センター内	088 (873) 4510
心の教育センター	〒780-8031	高知市大原町 132 番地	088 (833) 2929 【24時間子どもSOS ダイヤル】(無料) 0120-0-78310

○児童相談所

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
中央児童相談所	〒780-5102	高知市大津甲 770-1	088 (866) 6791
幡多児童相談所	〒787-0050	四万十市渡川 1-6-21	0880 (37) 3159

○年金事務所

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
高知東年金事務所	〒780-8556	高知市棧橋通 4-13-3	088 (831) 4430
高知西年金事務所	〒780-8530	高知市旭町 3-70-1	088 (875) 1717
南国年金事務所	〒783-8507	南国市大桶甲 1214-6	088 (864) 1111
幡多年金事務所	〒787-0023	四万十市中村東町 2-4-10	0880 (34) 1616

○母子生活支援施設

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
ちぐさ	〒780-8015	高知市百石町2-18-25	088 (834) 5516
安芸和光寮	〒784-0003	安芸市久世町8-9	0887 (35) 2667

○ハローワーク（公共職業安定所）

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
高知公共職業安定所	〒781-8560	高知市大津乙 2536 - 6	088 (878) 5320
ハローワーク ジョブセンターはりまや	〒780-0822	高知市はりまや町 1-5-1 デンテツターミナルビル 4F	088 (884) 8105
高知公共職業安定所 香美出張所	〒782-0033	香美市土佐山田旭町 1-4-10	0887 (53) 4171
須崎公共職業安定所	〒785-0012	須崎市西糺町 4-3	0889 (42) 2566
四万十公共職業安定所	〒787-0012	四万十市右山五月町 3-12	0880 (34) 1155
安芸公共職業安定所	〒784-0001	安芸市矢ノ丸 4-4-4	0887 (34) 2111
いの公共職業安定所	〒781-2120	吾川郡いの町枝川 1943-1	088 (893) 1225

○無料職業紹介事業所

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
ひとり親家庭等就業・自立支援センター	〒780-0935	高知市旭町3-115 こうち男女共同参画センター内	088 (875) 2500
高知県福祉人材センター	〒780-8567	高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ内	088 (844) 3511
安芸福祉人材バンク	〒784-0007	安芸市寿町 2-8 総合社会福祉センター内	0887 (34) 3540
幡多福祉人材バンク	〒787-0012	四万十市右山五月町8-3 四万十市社会福祉センター内	0880 (35) 5514
高知家の女性しごと応援室	〒780-0935	高知市旭町3-115 こうち男女共同参画センター内	088 (873) 4510

○市町村ひとり親家庭福祉担当課

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号	
高知市 子育て給付課	〒780-8571	高知市本町5丁目1-45	088 (823) 9447	
室戸市 福祉事務所	〒781-7185	室戸市浮津25-1	0887 (22) 5137	
安芸市 福祉事務所	〒784-8501	安芸市矢ノ丸1丁目4-40	0887 (35) 1009	
南国市 子育て支援課	〒783-8501	南国市大桶甲2301	088 (880) 6562	
土佐市 福祉事務所	〒781-1192	土佐市高岡町甲2017-1	088 (852) 7778	
須崎市 子ども・子育て支援課	〒785-8601	須崎市山手町1-7	0889 (42) 1229	
宿毛市 福祉事務所	〒788-8686	宿毛市桜町2-1	0880 (63) 3311	
土佐清水市 福祉事務所	〒787-0392	土佐清水市天神町11-2	0880 (82) 1118	
四万十市 福祉事務所	〒787-8501	四万十市中村大橋通4丁目10	0880 (34) 1801	
香南市	福祉事務所	〒781-5232	香南市野市町西野534-1	0887 (57) 8509
	市民保険課	〒781-5292	香南市野市町西野2706	0887 (57) 8506
香美市	福祉事務所	〒782-8501	香美市土佐山田町宝町1丁目2-1	0887 (53) 3117
	市民保険課			0887 (53) 3115

名 称		郵便番号	住 所	電 話 番 号	
安 芸 郡	東洋町 住民課	〒781-7414	安芸郡東洋町大字生見 758-3	0887 (29) 3394	
	奈半利町 住民福祉課	〒781-6402	安芸郡奈半利町乙1659-1	0887 (38) 4012	
	田野町 保健福祉課	〒781-6410	安芸郡田野町1828-5	0887 (38) 2812	
	安田町 町民生活課	〒781-6421	安芸郡安田町大字安田1850	0887 (38) 6712	
	北川村 住民課	〒781-6441	安芸郡北川村野友甲1530	0887 (32) 1214	
	馬路村 健康福祉課	〒781-6201	安芸郡馬路村大字馬路443	0887 (44) 2112	
	芸西村 健康福祉課	〒781-5792	安芸郡芸西村和食甲1262	0887 (33) 2112	
長 岡 郡	本山町 住民生活課	〒781-3692	長岡郡本山町本山504	0887 (76) 2113	
	大豊町 住民課	〒789-0392	長岡郡大豊町高須231	0887 (72) 0340	
土 佐 郡	土佐町 住民課	〒781-3492	土佐郡土佐町土居194	0887 (82) 1110	
	大川村 総務課	〒781-3703	土佐郡大川村小松27-1	0887 (84) 2211	
吾 川 郡	いの町	町民課	〒781-2192	吾川郡いの町1700-1	088 (893) 1117
		ほけん福祉課		吾川郡いの町1400	088 (893) 3810
	仁淀川町	町民課	〒781-1592	吾川郡仁淀川町大崎124	0889 (35) 1088
		保健福祉課	〒781-1501	吾川郡仁淀川町大崎393-2	0889 (35) 0888
高 岡 郡	中土佐町 健康福祉課	〒789-1301	高岡郡中土佐町久礼6602-2	0889 (52) 2662	
	佐川町 健康福祉課	〒789-1202	高岡郡佐川町乙2310 健康福祉センターかわせみ	0889 (22) 7705	
	越知町 住民課	〒781-1301	高岡郡越知町越知甲1970	0889 (26) 1170 0889 (26) 1115	
	梶原町 保健福祉支援センター	〒785-0612	高岡郡梶原町川西路2320-1	0889 (65) 1170	
	日高村	住民課	〒781-2194	高岡郡日高村本郷61-1	0889 (24) 5111
		健康福祉課			0889 (24) 5197
		教育委員会			0889 (24) 5115
	津野町 町民課	〒785-0201	高岡郡津野町永野471-1	0889 (55) 2314	
四万十町 町民環境課	〒786-8501	高岡郡四万十町琴平町16-17	0880 (22) 3117		
幡 多 郡	大月町 町民福祉課	〒788-0302	幡多郡大月町弘見2230	0880 (73) 1113	
	三原村 住民課	〒787-0892	幡多郡三原村来栖野346	0880 (46) 2111	
	黒潮町	健康福祉課	〒787-1992	幡多郡黒潮町入野2019-1	0880 (43) 2116
		住民課			0880 (43) 2800

○県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会

名 称		郵便番号	住 所	電 話 番 号
高知県社会福祉協議会		〒780-8567	高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ内	088(844)9007
高知市社会福祉協議会		〒780-0065	高知市塩田町 18-10 保健福祉センター内	088(823)9515
		〒780-0870	高知市本町 4 丁目 40 号 ニッセイ高知ビル 3 階	088(856)5539
室戸市社会福祉協議会		〒781-7109	室戸市領家 87 室戸市保健福祉センター内	0887(22)1348
安芸市社会福祉協議会		〒784-0007	安芸市寿町 2-8 安芸市総合社会福祉センター内	0887(35)2915
香南市社会福祉協議会		〒781-5241	香南市吉川町吉原 9 5 番地 香南市吉川支所庁舎内	0887(57)7300
香美市社会福祉協議会	本 所	〒782-0041	香美市土佐山田町 262-1 プラザ八王子内	0887(53)5800
	香北支所	〒781-4211	香美市香北町葦生野 336-1 保健福祉センター内	0887(59)2140
	物部支所	〒781-4401	香美市物部町大柵 878-3 香美市役所物部支所内	0887(58)3098
南国市社会福祉協議会		〒783-0001	南国市日吉町 2 丁目 3-28 社会福祉センター内	088(863)4444
土佐市社会福祉協議会		〒781-1102	土佐市高岡町乙 3451-1 土佐市社会福祉センター内	088(852)2145
須崎市社会福祉協議会		〒785-0031	須崎市山手町 1-7 須崎市総合保健福祉センター内	0889(42)0736
四万十市社会福祉協議会	本 所	〒787-0012	四万十市右山五月町 8-3 四万十市社会福祉センター内	0880(35)3011
	西土佐支所	〒787-1603	四万十市西土佐用井 1110-31 総合福祉センター内	0880(31)6111
宿毛市社会福祉協議会		〒788-0012	宿毛市高砂 4-56 総合社会福祉センター内	0880(65)7665
土佐清水市社会福祉協議会		〒787-0323	土佐清水市寿町 11-9 社会福祉センター内	0880(82)3500
東洋町社会福祉協議会		〒781-7414	安芸郡東洋町生見 756-8 地域福祉センター内	0887(29)3144
奈半利町社会福祉協議会		〒781-6402	安芸郡奈半利町乙 1269-1 保健センター内	0887(38)7346
田野町社会福祉協議会		〒781-6410	安芸郡田野町 1828-4 老人福祉センター内	0887(38)5325
安田町社会福祉協議会		〒781-6423	安芸郡安田町西島 40-2 保健センター内	0887(38)5500
北川村社会福祉協議会		〒781-6441	安芸郡北川村野友甲 710-2 総合保健福祉センター内	0887(38)6895
馬路村社会福祉協議会		〒781-6201	安芸郡馬路村馬路 407-1 デイサービスセンター内	0887(42)1020
芸西村社会福祉協議会		〒781-5701	安芸郡芸西村和食甲 1290 老人福祉センター内	0887(32)2211
本山町社会福祉協議会		〒781-3601	長岡郡本山町本山 1041 社会福祉会館内	0887(76)2312

名 称		郵便番号	住 所	電 話 番 号
大豊町社会福祉協議会		〒789-0250	長岡郡大豊町黒石 345-7 総合ふれあいセンター内	0887 (73) 1200
土佐町社会福祉協議会		〒781-3401	土佐郡土佐町土居 206 土佐町保健福祉センター内	0887 (82) 1067
大川村社会福祉協議会		〒781-3703	土佐郡大川村小松 78-6 総合福祉センター内	0887 (84) 2361
いの町社会福祉協議会	本 所	〒781-2110	吾川郡いの町 1400 すこやかセンター伊野内	088 (892) 0515
	本川支所	〒781-2601	吾川郡いの町長沢 254-10	088 (869) 2071
	吾北支所	〒781-2331	吾川郡いの町下八川甲 438-1	088 (867) 2820
仁淀川町社会福祉協議会	本 所	〒781-1501	吾川郡仁淀川町大崎 264-8 仁淀川町福祉センター内	0889 (35) 0207
	池川支所	〒781-1606	吾川郡仁淀川町土居甲 921-1 池川保健センター内	0889 (34) 2235
	仁淀支所	〒781-1911	吾川郡仁淀川町長者乙 2435 せいらん荘内	0889 (32) 2238
佐川町社会福祉協議会		〒789-1202	高岡郡佐川町乙 2310 佐川町健康福祉センターかわせみ内	0889 (22) 1510
越知町社会福祉協議会		〒781-1301	高岡郡越知町越知甲 2457 越知町保健福祉センター内	0889 (26) 1149
日高村社会福祉協議会		〒781-2152	高岡郡日高村沖名 5 社会福祉センター内	0889 (24) 5310
中土佐町社会福祉協議会	本 所	〒789-1301	高岡郡中土佐町久礼 52-2	0889 (52) 2058
	大野見支所	〒789-1401	高岡郡中土佐町大野見吉野 234 中土佐町大野見保健福祉センター内	0889 (57) 2217
しまんと町社会福祉協議会	本 所	〒786-0004	高岡郡四万十町茂串 11-30 社会福祉センター内	0880 (22) 1195
	大正支所	〒786-0301	高岡郡四万十町大正 32-1 老人福祉センター内	0880 (27) 1177
	十和支所	〒786-0511	高岡郡四万十町昭和 470-6 高齢者生活福祉センター内	0880 (28) 5331
梶原町社会福祉協議会		〒785-0612	高岡郡梶原町川西路 2320-1	0889 (65) 1235
津野町社会福祉協議会	本 所	〒785-0202	高岡郡津野町姫野々 431-1 総合保健福祉センター内	0889 (55) 2115
	西支所	〒785-0595	高岡郡津野町力石 2870 津野町役場西庁舎内	0889 (62) 2355
黒潮町社会福祉協議会	本 所	〒789-1931	幡多郡黒潮町入野 2017-1 保健福祉センター内	0880 (43) 0315
	佐賀支所	〒789-1720	幡多郡黒潮町佐賀 1080-1	0880 (55) 3371
大月町社会福祉協議会		〒788-0311	幡多郡大月町鉾土 603	0880 (73) 1119
三原村社会福祉協議会		〒787-0803	幡多郡三原村来栖野 479-1 総合保健センター内	0880 (46) 3003

※ 家庭裁判所における手続相談

名 称	内 容
家 庭 裁 判 所	離婚や財産分与、慰謝料、養育料など家庭に関する「調停」や「審判」などの手続に関する情報を提供しています。

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
高知家庭裁判所	〒780-8558	高知市丸ノ内1-3-5	088 (822) 0440 088 (822) 0442
高知家庭裁判所安芸支部	〒784-0003	安芸市久世町9-25	0887 (35) 2065
高知家庭裁判所須崎支部	〒785-0010	須崎市鍛冶町2-11	0889 (42) 0046
高知家庭裁判所中村支部	〒787-0028	四万十市中村山手町通54-1	0880 (35) 4741